

平成29年 第4回

木古内町議会定例会会議録

平成29年12月14日 開会

平成29年12月14日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 又 地 信 也

目 次

	提出された案件及び議決結果・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	第1日目（平成29年12月14日）	
	議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	議会運営委員会報告書・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	議長諸報告・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	総務・経済常任委員会所管事務調査報告書・・・・・・・・	8
	開会・開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・	10
日程第 1	会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・	10
日程第 2	議会運営委員会報告・・・・・・・・・・・・・・・・	10
日程第 3	会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・	11
日程第 4	議長諸報告・・・・・・・・・・・・・・・・	11
日程第 5	総務・経済常任委員会所管事務調査報告・・・・・・・・	11
日程第 6	行政報告及び教育行政報告・・・・・・・・・・・・・・・・	12
日程第 7	一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	2番 新井田 昭 男・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	5番 相 澤 巧・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	4番 竹 田 努・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	8番 鈴 木 慎 也・・・・・・・・・・・・・・・・	25
日程第 8	承認第1号 専決処分の承認を求めることについて・・・・・・・・	29
日程第 9	議案第9号 下町・前浜ふれあいセンター設置条例制定について・・・・・・・・	30
日程第10	議案第13号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について・	30
日程第11	議案第14号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定 について・・・・・・・・・・・・・・・・	30
日程第12	議案第11号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を 改正する条例制定について・・・・・・・・・・・・・・・・	30
日程第13	議案第12号 特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支 給条例の一部を改正する条例制定について・・・・・・・・	30
日程第14	議案第1号 平成29年度木古内町一般会計補正予算（第6号）・・・・・・・・	30
日程第15	議案第2号 平成29年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）・・	31
日程第16	議案第3号 平成29年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）・	31
日程第17	議案第4号 平成29年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）	31
日程第18	議案第5号 平成29年度木古内町水道事業会計補正予算（第2号）・・・・・・・・	31
日程第19	議案第6号 平成29年度木古内町介護老人保健施設事業会計補正予算（第3号）	31
日程第20	議案第7号 平成29年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）・・	31

平成29年12月14日(木)第1号

- 開会日時 平成29年12月14日(木曜日)午前10時00分
○ 閉会日時 平成29年12月14日(木曜日)午後 4時08分
-

・出席議員(9名)

2番	新井田 昭 男	7番	福 嶋 克 彦
3番	平 野 武 志	8番	鈴 木 慎 也
4番	竹 田 努	副議長	9番 吉 田 裕 幸
5番	相 澤 巧	議 長	10番 又 地 信 也
6番	手 塚 昌 宏		

・欠席議員(1名)

1番 佐 藤 悟

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大 森 伊佐緒
副町長	大 野 泰
病院事業管理者	小 澤 正 則
総務課長	若 山 忍
税務課長	高 橋 和 夫
会計管理者	高 橋 和 夫
町民課長	吉 田 宏
保健福祉課長	羽 沢 裕 一
まちづくり新幹線課長	福 田 伸 一
まちづくり新幹線課新幹線振興室長	丹 野 正 樹
産業経済課長	木 村 春 樹
建設水道課長	構 口 学
病院事業事務局長	平 野 弘 輝
教育長	野 村 広 章
生涯学習課長	澁 谷 勝
給食センター長	澁 谷 勝
農業委員会事務局長	木 村 春 樹
代表監査委員	森 井 俊 郎

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	吉 田 廣 之
議事担当主査	西 嶋 浩 二

平成29年第4回定例会 提出案件及び議決結果表

議件番号	議 件 名	議決月日	議決結果
議案第1号	平成29年度木古内町一般会計補正予算（第6号）	29. 12. 14	原案可決
議案第2号	平成29年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	29. 12. 14	原案可決
議案第3号	平成29年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	29. 12. 14	原案可決
議案第4号	平成29年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）	29. 12. 14	原案可決
議案第5号	平成29年度木古内町水道事業会計補正予算（第2号）	29. 12. 14	原案可決
議案第6号	平成29年度木古内町介護老人保健施設事業会計補正予算（第3号）	29. 12. 14	原案可決
議案第7号	平成29年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	29. 12. 14	原案可決
議案第8号	平成29年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）	29. 12. 14	原案可決
議案第9号	下町・前浜ふれあいセンター設置条例制定について	29. 12. 14	原案可決
議案第10号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	29. 12. 14	原案可決
議案第11号	議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について	29. 12. 14	原案可決
議案第12号	特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について	29. 12. 14	原案可決
議案第13号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	29. 12. 14	原案可決
議案第14号	木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	29. 12. 14	原案可決
議案第15号	平成29年度木古内町水道事業会計補正予算（第3号）	29. 12. 14	原案可決
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	29. 12. 14	原案承認
発議案第1号	議会閉会中の所管事務調査について	29. 12. 14	原案承認
	議会閉会中の正副議長及び議員の出張・派遣承認について	29. 12. 14	承認

平成29年第4回木古内町議会定例会議事日程

第1号 平成29年12月14日(木)

午前10時00分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4		議長諸報告
5		総務・経済常任委員会所管事務調査報告
6		行政報告及び教育行政報告
7		一般質問
8	承認 第1号	専決処分の承認を求めることについて
9	議案 第9号	下町・前浜ふれあいセンター設置条例制定について
10	議案 第13号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
11	議案 第14号	木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
12	議案 第11号	議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について
13	議案 第12号	特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について
14	議案 第1号	平成29年度木古内町一般会計補正予算(第6号)
15	議案 第2号	平成29年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
16	議案 第3号	平成29年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
17	議案 第4号	平成29年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)
18	議案 第5号	平成29年度木古内町水道事業会計補正予算(第2号)
19	議案 第6号	平成29年度木古内町介護老人保健施設事業会計補正予算(第3号)
20	議案 第7号	平成29年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
21	議案 第8号	平成29年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

22	議案 第15号	平成29年度木古内町水道事業会計補正予算（第3号）
23	議案 第10号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
24	発議案第1号	議会閉会中の所管事務調査について
25		議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

(午前10時00分 開会)

開 会 ・ 開 議 の 宣 告

- 議長(又地信也君) ただいまから、平成29年第4回木古内町議会定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員は9名でございます。
佐藤 悟君から欠席の届け出がありました。
よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。
ただちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

- 議長(又地信也君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。
6番 手塚昌宏君、7番 福嶋克彦君。以上、2名を指名いたします。

議 会 運 営 委 員 会 報 告

- 議長(又地信也君) 日程第2 議会運営委員会報告。
平成29年9月22日に開かれました、平成29年第3回木古内町議会定例会において調査の申し出がありました、議会運営に関する件についての報告を求めます。
議会運営委員会 委員長 2番 新井田昭男君。
- 2番(新井田昭男君) 2番 新井田昭男です。
平成29年12月14日 木古内町議会 議長 又地信也様。木古内町議会議会運営委員会 委員長 新井田昭男。
議会運営委員会報告書。
平成29年第4回木古内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。
- 記 1. 会議開催状況。
会議開催状況につきましては、1月12日に開催し、欠席委員はおりませんでした。
2. 平成29年第4回木古内町議会定例会における議会運営について。
(1) 今定例会の会期については、12月14日から12月15日までの2日間としたい。
14日は本会議を開催し、行政報告、一般質問、補正予算等の議案審議を行う。
(2) 議事日程については、別紙配付のとおりである。
議事日程番号9から21までは一括議題とする。
なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更

は議長に一任する。

(3)付議案件は、議案15件、承認1件、発議案1件である。

(4)一般質問者は4名であり、通告順により質問者ごとに行うこととする。

以上でございます。

○議長(又地信也君) ただいまの、議会運営委員会委員長の報告に対する質疑を許します。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、報告を終了いたします。

会 期 の 決 定

○議長(又地信也君) 日程第3 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長より報告のとおり、本日から12月15日までの2日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から12月15日までの2日間と決定をいたしました。

議 長 諸 報 告

○議長(又地信也君) 日程第4 議長諸報告。

議長諸報告につきましては、別紙配付のとおりでありますので、これを省略いたします。

総務・経済常任委員会所管事務調査報告

○議長(又地信也君) 日程第5 総務・経済常任委員会所管事務調査報告。

平成29年9月22日に開かれました、平成29年第3回木古内町議会定例会において調査の申し出がありました、総務・経済常任委員会所管事務調査についての報告を求めます。

総務・経済常任委員会 委員長 3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 3番 平野武志です。

平成29年12月14日 木古内町議会 議長 又地信也様。木古内町議会 総務・経済常任委員会 委員長 平野武志。

総務・経済常任委員会所管事務調査報告書。

総務・経済常任委員会の所管事務調査について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

記 1の会議開催状況につきましては、10月25日、11月30日と2回開催しており、出席委員、欠席委員等については、記載のとおりでございます。

記 2の所管事務調査項目でございます。

(1)の総務課から(4)の保健福祉課・病院事業まで、調査内容については、記載のとおりでございます。

記 3の調査報告です。

総務・経済常任委員会所管の事務について調査を行った結果、当委員会として次のとおり報告いたします。

(1) 財政収支計画の見直しについて。

平成28年度決算を踏まえ、見直しをした財政収支計画が示されました。

その計画の最終年である平成35年度の基金残高は、今年の計画数値より若干増加しているものの、現在数値から約15億円減少し約4億円の残高と試算されており、木古内町の将来に不安が残る厳しい数値であります。

今後、人口減少対策の新規施策、下水道事業の個別浄化槽の補助や公共施設等総合管理計画を進める中で、振興計画掲載事業以外の新たな事業による歳出の増加も予測され、財政収支計画を下回る基金残高となる可能性も考えられます。

当町は、自主財源が少ないため地方交付税に大きく依存している財政運営となっていることから、交付税頼みの現状を少しでも脱却できるよう税、使用料やふるさと納税を含む自主財源の歳入増を目的とした方策に力を入れることを求める。

また、人口減少が町財政を大きく左右することは明確であり、斬新かつ効果的な人口減少対策の取り組みも必須であります。

平成30年度で5年が経過し、財政収支計画の上半期を終えます。これまでの検証を踏まえ、残りの下半期と平成35年度以降の振興計画を進めるにあたり、基金残高が財政収支計画を上回るような行財政運営を図られたい。以上です。

○議長(又地信也君) 総務・経済常任委員会委員長の報告が終わりましたが、この委員会は全員による委員会でありますので、質疑を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

以上を持ちまして、報告を終了いたします。

行政報告及び教育行政報告

○議長(又地信也君) 日程第6 行政報告及び教育行政報告。

町長及び教育長諸報告につきましては、別紙配付のとおりであります。町長並びに教育長より行政報告がありますので、これを許します。

はじめに町長。

○町長(大森伊佐緒君) 皆様、おはようございます。

議員の皆様には、師走を迎え、時節柄、何かとご多用のところをご参集をいただきましたことを誠にありがとうございます。

まずはじめに、議会の開会時刻が遅れまして、影響がございましたことに、心からお詫びを申し上げます。

本件は、私どもにおいて一括提案の整理に不手際がございましたことから、そのことが要因となりまして、議運を開催するなど、皆様方に変にお手数をおかけいたしました。深く反省し、改めてお詫びを申し上げます。また、今後の再発防止に努めてまいりたいと考えております。

それでは、平成29年第4回定例会にあたり、行政報告が1件ございますので、ご報告いたします。

また、教育行政報告が2件ございますので、この後、野村教育長よりご報告をいたします。

1. 北海道電力株式会社からの電気料金返還について。

当町では、電力自由化に伴い、北海道電力株式会社と契約をしている、高圧電力施設において、平成27年4月から新電力事業者と、契約を締結しております。

このうち、木古内町国民健康保険病院及び木古内町介護老人保健施設の契約相手である日本ロジック協同組合が経営破綻したことにより、平成28年3月に北電と再契約をいたしました。

この再契約では、契約後1年を経過しなければ契約できない、割安な業務用ウィークエンド電力契約ではなく、業務用一般電力で締結をしております。

北電では、この戻り需要家との再契約にあたり、公正取引委員会から、独占禁止法の疑いもあることから、是正勧告を受け、今後は最適価格での契約をするよう方針を変え、このたびこの是正勧告を重く受け止め、戻り需要家にも差額分を返金するとの連絡があったところでございます。

このたび、返還されます電気料金は、病院事業で80万円程度、老健事業で43万円程度となっておりますことから、今定例会において返金収入を補正提案をしたところでございます。

町といたしましては、本年9月、北電に対し料金に関する説明を求め、返戻分と電力使用量増加分で相殺されると判断しておりましたが、結果として返金があったことを重大に受け止め、今後の公金の取り扱いに配意してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長(又地信也君) 次に、教育行政報告。

教育長。

○教育長(野村広章君) 皆様、おはようございます。

2件の教育行政報告がございますので、申し上げたいと思います。

1. 東京海洋大学とオランダ文化庁による咸臨丸調査について。

東京海洋大学岩淵聡文教授とオランダ文化庁の委託を受けた調査官レオン・デルクセン氏は、当町サラキ岬沖で沈んだオランダ製軍艦咸臨丸の調査のため、11月19日から21日まで3日間木古内町に滞在し、町内で聞き取りなどを行いました。

このたびの調査は、来年度以降の潜水による探索を行うため、潜水漁師など漁業関係者からの聞き取りや咸臨丸とサラキ岬に夢みる会メンバーとの意見交換をとおして情報収集を行ったものです。

オランダ文化庁は、世界各地でオランダ製の沈没船調査を行っていますが、咸臨丸については、水中文化遺産が専門の岩淵教授と共同調査を行うこととなりました。

また、咸臨丸はオランダにおいても知名度が高いが、その歴史には不明な点が多いため、来年度については、専門ダイバーによる潜水調査を行い、木造の沈没船を発見した場合は、船体の一部の木材サンプルから年代や産地を特定する分析を行い、咸臨丸かどうか検証して

いく予定であることを確認しています。

なお、木古内町といたしましては、沈没場所等の解明につながる調査であると認識していますので、円滑に進み目的が達成されるよう、今後の調査体制に協力してまいりたいと考えています。

2. 木古内町幸連5遺跡における縄文期石製品の出土について。

公益財団法人北海道埋蔵文化財センターは、今年度調査において町内幸連5遺跡で「人の顔」が描かれている極めて珍しい縄文期石製品が出土したことを11月29日に発表しました。

この石製品は、竪穴住居跡を覆っていた土から出土したもので、縄文時代中期後半、約4,300年前のものと推定されています。高さ12cm、厚さ1.4cmの三角形の板状で、砥石で整えているような跡があり、片面に黒い顔料で右目と眉、鼻、口などが描かれています。口のあたりにはひげ、または入れ墨のような表現が見られます。

また、用途については不明ですが、縄文人の精神文化を探る貴重な資料と考えられています。

幸連5遺跡は、縄文時代前期から後期、5,500年前から4,000年前の遺跡で、函館江差自動車道茂辺地木古内道路の建設に伴い、昨年春から発掘調査が行われ、この遺跡からは住居跡や土器などが多数発見されています。

今後の調査については、全体の5割程度の調査着手であるため、来年度においても継続実施される予定となっています。

なお、木古内町といたしましては、来年度の発掘調査の成果に期待するとともに、町の貴重な文化財産として活用したいと考えています。以上でございます。

○議長(又地信也君) 町長並びに教育長より行政報告がありましたが、教育長の教育行政報告については、このあとの一般質問で2名の議員より出されておりますので、質疑を省略いたします。町長の行政報告のみに対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 新井田昭男君。

○2番(新井田昭男君) 2番 新井田です。

今回の行政報告の中で、9月に当初私が一般質問をさせていただいた電気料の件で、報告をいただきました。

実は、報告をいただいたのが11月の30日だったということで、たまたま私その日所用があって、委員会を1時間ほどで退席をしたそのあとに、資料を含めて説明をいただいたということを知っています。

実は、委員会の審議の経過を確認のために、このあと2日の日に私、事務局のほうに局長と話をしながら、審議の内容を確認をさせていただいたのですけれども、その時に行政のほうから私がいなかったということで、個人的に再度説明をしたいというお話をいただきまして、大変恐縮だったのですけれども、議長室で内容の説明を確認したところでございます。

その中で、ちょっと気になったというかこれどうなのと思ったのが、経過に関してはいろいろ言い方があると思うのですけれども、ただ残念だったのはやはり議員だけの説明でいいのかと。委員会だけの説明でいいのかと。なぜかと言うと私は当時、9月の第3回の14日の日に町長含めて、いわゆる公金扱いについては、全く我が行政としては落ち度はないのだと声高らかにおっしゃったわけです。そういう中で、私もそれであれば結構ですねという

ことで、それで終結かなというような思いもあったのですけれども。たまさか今回、実は新聞に載っていましたが当初、全く異議申立をしない自治体からの新聞が出まして、具体的に言うところ乙部町ですよ。じゃあそもそも、これって最初から返金ありきじゃないのというようなちょっとイメージがまた何か湧いてきたのですよね。だから我が町の対応、あるいは当初比布町・余市町、そして我が町ですよ。この3町が「おかしいんじゃない、北電さんもう1回考えてよ」、そんな要請をしていたにも関わらず、「うちとすれば問題なかったのですよ」とそういうお話の中で、今回こういうようなまた事態というか返ってきたのですからよしとしなきゃいけない部分はないわけでもない。だけれども、それでいいのかと。

もう一つは、やはり住民に対する説明責任があっているのじゃないと。やはり税金を使っているわけですから、こういう部分でちょっと私はきょう個人的な報告は受けますけれども、ただやはり個人的な報告だけでは私は納得できませんと。だから、行政報告で報告してくださいと、きょうお見えになっている傍聴者の皆さんにもお話してくださいということで、行政報告という扱いをとらせていただいたそれが経緯でございます。

そんなことで、非常に今回の事態に関しては、当初の我が町としてのやはり契約折衝ですよ。やはり公金に対する意識というのは、もう少しもってもらわなきゃ、言葉は悪いのですけれども俺のお金じゃないからいいのだとそういうふうにもとりかねないのですよね。やはりことあるごとに、こういう説明をいただかないと何か議員だけの説明で「じゃあね」ということでは、当然済まされない話ですよ。

だから、ここで問いたいのは、やはりいまの説明ですよ。本来行政は、やはり関わる問題に関しては、住民に対する不安を払拭する立場にあるはずなのです。今回のこの件に関しても、当初は問題ありませんと。おそらくあの記事を見た段階では、住民の皆さんというのは、我が町は大丈夫なのだろうか。それで、要するに議会だよりだとかそういう部分に問題ありませんでしたよと、ここに当初は大変な傍聴の皆さんが来てくれたわけですよ。少なくともそのかたは、大丈夫だったんだねというような思いで話は聞かれたと思います。そんな思いもありまして、これはやはり何らかの形、たまさかきょうは行政報告という形をとっていますけれども、きちんとした住民に対する説明を考えていただきたい。そうでないと、我々議会が本当に審議しているのと、議論しているのと。これがあとから住民の皆さんから、「おい、議員さん、これは前に町長は何ももらっても問題ない公金の扱いになっているよ。だけれども、こうなって何かおかしいんじゃないか。」とそう言われたら、「あなた達、大丈夫か」と言われたら、我々はやはりその辺非常に信頼を損ないかねないですよ。だから、この説明責任に対してどう考えているか、まず一つ。

それと、先ほども公金の扱いに関してはお話をしましたがけれども、我が町としても今回の説明書の中に、北電の非になるいわゆる新聞の切り抜き、3面ほど添付してありますけれども、先ほども言ったように、本当に北電だけの問題なのかなというような。だから、当初の我が町としての契約の折衝、そして公金に対する思い、この辺がやはりちょっと欠けているのかなと。これはやはり商売ですから、相手は1年でも2年でも高くそれは契約したいですよ。だけれども、あの新聞を見た段階でもう少し返金に対する前向きな考え、調査、精査、これあってしかるべきじゃなかったのかなとそんなふうに思います。だから、もう1回聞きますけれども、あの時点で当初の時点で、本当に返金という扱いがなかったのかどうか。この説明に対する考え方と確認ですけれども、当初の詰めがどうだったか、本当にそれが適切だった

たか、その辺を確認したいと思います。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま、新井田議員から説明責任ということで、ご意見をいただきました。

これまでの経過につきましては、9月での一般質問、そして11月30日ということでご報告をさせていただいているのですが、結果としてこのような状況に返金という取り扱いになりましたので、住民に対する説明というのは、きちんとしていかなければならないという立場でございましたが、11月30日の時点では議会の議員の皆様にご報告を申し上げて、この案件については終結するというような考え方を持っておりましたが、ただいまのご意見のように住民の皆様には知らせなければならぬ立場であるということを変更して確認をさせていただいて、今後取り扱いをこのような案件が起きた場合については、きちんと取り扱いをしてまいりたいというふうに考えております。

それと、27年の際にロジテックと契約し、ロジテックが経営破綻を起こして、28年に北電との再契約をする際、この時期というのは非常に短い時間の中で、ほかの新電力等と交渉をしながら、安い金額での契約ができないかということを探索をしましたが、模索をしたのですが、それができる事業者がなかったということで、北電に再契約を申し込んだところ、安いと言いますか従前のウィークエンド電力という契約はできませんというそういう一点張りでしたので、やむなく一般契約に至ったところですが、こちらについても議会、常任委員会等で説明をしたとおりなのですが、そのあと高くなることについての異議は申し上げましたが、北電として返礼も含めてそういった考え方には立っていないということでございましたので、町としてはそれ以上の取り扱いには踏み込むことができていなかったということで、これも今日の今回補正予算も出させていただいておりますが、結果戻ってくるというようなことになりましたので、やはり我々の踏み込み方が足りなかったのかなというこれもまた一つ反省をしなければならないところだというふうに思っております。

今後、きょうの行政報告にも書かせてもらいましたが、公金の取り扱いについては、十分配意してまいりたいと思っております。申し訳ございませんでした。

○議長(又地信也君) 2番 新井田昭男君。

○2番(新井田昭男君) いま、副町長から縷々ご説明をいただきました。

この返金についての当初の契約の内容に関しては、お互いあつての話の中ですから、それは先ほど言ったように、1円でも2円でも相手は高く契約をしようとするわけですね。これは、理解できます。ただ、くどいようですけれども、やはり町としての立場、町民に対する思いだとかそういう部分というのは、やはり少し欠けている部分もあったのかなというような気がします。これについては、返ってきたから良いという状況ではないですけれども、いま言ったように大野副町長から今後また気を付けていきたいという釈明がございました。ただ、説明の話ですけれども、一般住民に対する説明をしていきたいというお話をいただきましたけれども、具体的にはどんな説明のあり方なのかなと、もう1回お尋ねしたいと思いません。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) いまからの取り扱いということになりますと、広報の締め切りの関係もございしますが、できれば1月広報のほうには掲載をしていくような取り扱いをしてま

いりたいというふうに思っております。

○議長(又地信也君) 2番 新井田昭男君。

○2番(新井田昭男君) ぜひそういう方向で、皆さんにちょっと知らしめていただければと思います。

いずれにしても今後やはり、特に公金、税金の扱いに関しては、またいろんな当然ながらも未来永劫と言えればちょっと言い方悪いですけども、契約事は必ずあるわけですから、先ほどもちょっと値切りの折衝の仕方とかいろいろ話が出ましたけれども、この辺はやはり今回のこういう問題を機に、もうちょっと内容の精査・調査を含めて、少なくとも我が町に1円でも2円でも得になるようなやはり折衝の仕方をできるように、この辺を強く望んで一応質問を終わりたいと思います。

○議長(又地信也君) 町長に対する行政報告を終了いたします。

一 般 質 問

○議長(又地信也君) 日程第7 一般質問。

これより一般質問を行います。

一般質問につきましては、お手元に配付の通告書によって行うことにいたします。

はじめに2番 新井田昭男君。

○2番(新井田昭男君) 一般質問をさせていただきます。

木古内町幸連5遺跡を生かした観光振興策についてでございます。

去る11月29日、木古内町幸連5遺跡の発掘調査で土出した、縄文時代中期後半、約4,300年前の石製品は全国初の発見であり、道や東北3県が目指す「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録の追い風になるということがテレビや新聞紙上で報道されました。我が町の観光振興には、千載一遇のチャンスであると考えます。

今後、有識者による様々な観点から研究がなされ、さらなる確信に向けた説明がされると思いますが、現時点での道南縄文文化推進協議会の見解は、「来年度、文化庁に提出する推薦書に石製品を含められるかどうか検討ができれば」とのコメントが出ています。

今回の石製品の発見は、我が町としても世界文化遺産登録を目指す縄文遺跡群の可能性を大いに期待できる出来事であり、今後の木古内町幸連5遺跡を生かした我が町の観光振興策として次の2点について、教育長に見解をお伺います。

(1) 木古内町幸連5遺跡が世界遺産登録になるための取り組みについて、(2) 幸連5遺跡が世界遺産登録の認定を受けた場合、石製品を含む出土品の展示場の新設の考えは、この2点でございます。よろしく願いいたします。

○議長(又地信也君) 答弁を求めます。

教育長。

○教育長(野村広章君) 2番、新井田昭男議員のお尋ねにお答えいたします。

お尋ねの幸連5遺跡が世界遺産登録になるための取り組みについてでございますが、木古内町幸連5遺跡が世界遺産登録になるためには、幾つかの整備する条件が必要となります。

その条件として、「北海道・北東北の縄文遺跡群」を構成する「17の遺跡群」として、国

の指定史跡に登録されること、さらに、道路などの開発事業を取りやめて、その重要性を周知し、かつ公開するために史跡整備を行い、公園化されていることなどでございます。

このため、顕著な価値を持つ遺跡と認められることが必要条件であるため、現時点では幸連5遺跡が世界遺産登録になることは、難しいと認識しているところでございます。

したがいまして最終的には、発掘調査の成果や研究の結果により判断することとなりますが今後、北海道教育委員会等関係機関との情報交換や、協議を進めてまいりたいとこのように考えているところでございます。

次に、お尋ねの石製品を含む出土品の展示場についてでございますが、幸連5遺跡から出土した石製品については、今後の研究や調査により明確にされるものと考えられますことから、今後、この石製品の受け入れについては、北海道教育委員会等関係機関との協議をしてまいりたいと考えております。

また、当町におきましては、農業用道路の建設工事をはじめ、北海道新幹線の建設工事や、高規格幹線道路の建設工事に伴い、埋蔵文化財発掘調査が継続的に行われておりますので、縄文時代中期後半の貴重な遺物を中心に、数多くの出土品がありますので、従前より、その保管や展示スペースの確保が課題となっているところでございます。

このため、これまでも保管場所の確保を進めておりますが、次年度において、出土品の保管や展示スペース確保を目的に、郷土資料館に隣接させた収蔵庫の増設を考えております。

○議長(又地信也君) 2番 新井田昭男君。

○2番(新井田昭男君) いま教育長のほうから、ご説明をいただきました。

いまの答弁に関しては、どうも前向きな部分があまり感じられないそんなふう感じております。

これ11月の30日に、テレビや新聞で非常に大々的に報道されたのですよね。当然見られていると思いますけれども、新聞の見出しというのが3面にわたって出たのですよね。その文句が「縄文期石製品に人の顔、木古内幸連5遺跡国内初土出」、こういう謳い文句。それともう一つが「国内初 顔描かれた縄文の石製品、木古内遺跡群 価値高まる」、そして「喜ぶ地元 今後の研究に期待」というこういう一つの文句です。もう一つが、「縄文文化示す顔、木古内で土出 世界遺産に追い風」とこういう三つのお題目で出たのですよ。この時に町長のコメントも出ていたのですね。すごく喜ばしいということで、ただあまりちょっと喜ばしいという中身があまり迫力がないというのは、見解もしていたのです個人的には。それで、これは個人的にはもう我が町にとっては最高のチャンスだと。絶対これを生かすべきだと。いま我々の状況とすれば、観光の集客というのは、ほとんど新幹線絡みですよね。それで、とにかく恩恵を受けているのは、道の駅。ご覧のとおり、100万人突破ということで現在にきていますけれども、ただやはり考えるに一極集中というのは、なかなかやはり良くないんじゃないかと思うのです。そこアウトだったら、もう全てアウト。そういう思いも個人的にはありまして、これはぜひ町ぐるみでやはり取り組むことじゃないかなというような感じたものですから、今回質問とさせていただいてるのですけれども。

でも、いま教育長のほうから「登録は難しい」と、ひとことで終わってしまったのですけれども、なぜ難しいのでしょうか。仮に難しくて世界遺産がだめだということであれば、そのほかに何か生きる道というのはないですか。その辺もちょっと聞きたいのです。だめだということではなくて、難しいというその難しいと。だめだということではないのでしょうか

れども、難しいということですから、その辺をちょっともう1回確認をさせてください。

土出品の展示場の新設ということでお尋ねしましたけれども、これも先ほど答弁をいただきましたように、状況は私も把握させていただいているところでございます。

しかしながら、この問題に関しては、新設する。例えば世界登録が難しい、でも可能性は少しある。まずそれに向かって、私はイメージだと思うのですよね。いま言ったように、私も埋文でやはり幾つかの段階を踏んで、承認を得ていくというようなことは理解しています。

木古内町だけの問題ではないことも理解しています。だけれども、そういう機運を行政が一体どういうふうにして捉えているのだろうか、どういうふうにして生かす施策というかイメージをしているのかなというのちょっと聞きたくて質問をしているのですけれども。

いま言ったように、どうも世界登録は難しいと。ならば、別な何か我が町、あるいは道にとって優位な形になるものとは一体ないのですかということですよ、一つは。これをやはりやることによって、いま我が町で取り組んでいる地方版創成、これがもう全て網羅できるのじゃないかの出来事だと思うのです。雇用だとか観光だとかそれに伴う経済効果、大変なものだと思いますよね。イメージですから。そういう部分でのちょっと思いもあります。

ここ何日かの間、新幹線の乗客数の減23%、2年目になるのだけれども、載っていますね。

だけれども、非常に我々はある程度新幹線絡みで結構町内も変貌して恩恵をいただいていると。ならば、そういう部分を生かして、少しでもやはりそういうことに乗車率を上げるといふ一つの恩返しもできるのじゃないかと思うのです。そういう部分で、もう1回なぜ難しいのか。イメージが淡々としていまして、あまりピンとこないのですけれども、もう1回その辺ご説明いただけないですか。お願いします。

○議長(又地信也君) 教育長。

○教育長(野村広章君) ただいまのお尋ねは、なぜ世界遺産登録にそぐわないのかというようなことだと思いますが、先ほど申し上げたとおり、気持ちは私も新井田議員と同じです。

なっしてほしいなというふうに思います。

しかし、客観的にやはり順番・段階を踏んだ形で国のものになる、あるいは世界遺産になるというようなことがあろうかと思えます。その前段で、いままで17遺跡がどのような条件で、この国の史跡になったのか。そして、その17の遺跡が遺跡群として、世界遺産というような登録申請をするまでに至ったのかということをやはりきちんと考えておかなければいけないのかなというふうに思うのです。

先ほど言いましたように、国の指定史跡に登録されるということが一つです。17遺跡のうち、北海道は六つの遺跡を公開しております。ご存じのとおり三内丸山遺跡、これが特別史跡になっております。この大きな遺跡と言えども、一つの単体の遺跡では世界遺産にならないという。したがって、ゾーンで北海道を六つ、それから東北11個、このゾーンで世界遺産登録をしていこうという動きなのです。

なぜかと言いますと、縄文時代の普遍的な文化価値、これをきちんと証明しなければいけないというようなことが命題としてある。そうすると、その中の一つひとつを見ると国の史跡であるということ、そして公園化されていること、緑地化されていること。そして、例えば縄文遺跡のあとであれば、竪穴住居の復元をするとかいうことが。そして、ちょっとマイナスの条件ですが、これが遺跡を分断する道路があるとなれば、かなりマイナスの減点になるというようなことが言われています。

したがって、17遺跡のうちの一つは例えば鷲ノ木遺跡、これはストーンサークルを保存するために国の道路を下を通させたというような計画変更をしているわけです。それでも正規な遺跡群ではなくて、関連遺跡というふうな取扱いになっています。そのような状況の中で、非常に難しいのではないのかなというふうな私は答弁をしているところでございます。

優位なものはないかというふうなご意見でございますけれども、私もそれは探りたいなどというふうに思っています。ですから、三角形の顔料で描かれた人の顔とみられる石製品、これがどのようなものなのか。いま言われているのは、当時の4,500年前の縄文時の方々がこの精神文化の例えば祈りのものを対象物だとかあるいは呪術、こういうようなことに使われた対象物ではないかというふうにして仮説が例えられておりますけれども、これはやはりいろいろな新井田議員がおっしゃられたように、いろいろな有識者の研究・調査によるものというふうに私どもも理解しているところでございます。

そのことで、私も今後の調査・研究に期待している1人として、ご答弁申し上げます。

○議長(又地信也君) 2番 新井田昭男君。

○2番(新井田昭男君) 概ね、理解はします。ただ、いま言ったように、有識者も相当やはりあれはすごい発見だねというかそういう部分で、道埋蔵文化センターと国学院大名誉教授だとか本当に専門的分野の方が非常にこれはすごい発見だということで、いま言ったようなこともあるのでしょうかけれども、これは可能な部分であるならば、あとで同僚議員からまた同じようなことが質問されると思いますけれども、私個人的にはやはり何か特別委員会を立ち上げて、やはり町ぐるみあるいはそういう方向でも全くおかしい話じゃないですし、そういうふうな意気込みでいかなければならないのかなというふうな実は思いがあるのです。

だけれども、いろいろ道路の工事の問題だとかこれはそうだと思いますけれども、いずれにしても意気込みをやはりもうちょっと前に出させていただいて、これをやることによって我が町がどうなるのだと、どう変わっていくということはイメージできると思います。だから、先ほども言ったようにこのことに関しては、同僚議員からも質問があります。いずれにしても、今後のこの出来事の我が町としても何らかの形で、やはり行動していかなければならないとそんなふうにも思っています。それでまた、可能性にチャレンジしていくべきだとそんなふうにも思っています。

あわせて、教育行政報告で報告がございましたけれども、東京海洋大学とオランダ文化庁による威臨丸の調査の報告もいただきました。このことも我が町に大変追い風となっていくために、行政としても惜しめない協力を期待して質問を終わりたいと思います。

○議長(又地信也君) 2番 新井田昭男君の一般質問を終了いたします。

次に、5番 相澤 巧君。

○5番(相澤 巧君) 5番 相澤 巧です。

空き家等の適正管理について、一般質問をさせていただきます。

当町では、平成26年8月1日付で、木古内町空き家等の適正管理に関する条例が施行され、危険家屋について順次、取り壊し、整理等が行われておりますが、まだまだ放置されている空き家があり、見た目も悪く危険なところもあります。

さらに、近隣の住民は、台風や爆弾低気圧などの強風により、家屋の倒壊や屋根の飛散があったらと不安な状況であります。

被害が出た場合は、消防、消防団、町職員、ボランティアの地域住民などの協力により対

応しているところですが、応急処置にすぎず、根本的な不安解消になっておりません。

このような状況の中で次の3点について、町長の見解を伺います。

平成27年8月に開催した第6回総務・経済常任委員会の中で示された40軒ほどの空き家のうち、いままでに取り壊しされた棟数と新たに追加された棟数はどれほどあるのでしょうか。

二つ目、所有者のかたに撤去をお願いするにあたり、いままで取り壊されなかった理由とそれに対する対応を教えてくださいたいと思います。

三つ目、住民の安心・安全のため、空き家を取り壊し、整理を促進するには、解体費の支援・助成が有効と考えておりますが、町長はどのように考えておられますでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 5番、相澤 巧議員のお尋ねにお答えをいたします。

空き家等の適正管理につきまして、まずはじめに、常任委員会で説明をした危険家屋につきましては、38軒でございます。

このうち、委員会以降に取り壊しを終えている家屋は、10軒でございます。

また、新たに追加した危険家屋は6軒で、現在、町内の危険家屋の総数は34軒となっております。

次に、取り壊しでございますが、現在、所有者の皆様は、遠方のかたも数多く、お願いの文書に「建物の現状や周辺の写真」を添えるなどして、現況を理解しやすくし、解体等に協力をお願いをしているところでございますが、この中で取り壊しが進まない要因については、その多くの方々が解体費用の捻出が困難としております。

もう少し踏み込んだ質問には、年金生活者や生活保護受給者などといった、自身が置かれている環境について説明されるかたも多いのですが、住宅周辺への影響などを親切にご説明し、引き続き理解をいただけるよう努めているところでございます。

このような状況をから、所有者自身の力だけでは危険家屋の解体撤去は、極めて難しいと認識し、新年度以降に、「空き家の解体費用の助成制度」を設けるなどして、空き家の解体促進を図り、住民の安全確保に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長(又地信也君) 5番 相澤 巧君。

○5番(相澤 巧君) 解体費の支援の考え方が出されました。確かにこれについては、隣の福島町がもう去年からはじめていて、かなりの成果を上げているということも聞いております。

また、いままで取り壊せなかった理由ということで、解体費の捻出が困難だったとか年金受給者であったというようなお話がされておりました。

また、その中には報道によるのですが、建物を壊せば固定資産税がドッと上がるというような話もあったかと思えます。これについては、何軒がサンプルを出していただきました。

私のほうでサンプルを出していただいた中では、それぞれ建物の固定資産税と土地の固定資産税で、建物を壊したあとの固定資産税と土地の固定資産税です。それらを見れば、それぞれ様々ですが、増えるものがあれば全く変わらないものから、固定資産税だけで下がるものも出てきます。その辺の説明もきちんとしていただければ、まだ進んでいたのではないかなと思うところです。

また、解体費を進めていただくということで、町中が綺麗になっていくのかと思うところ

です。十分、状況を見ながら対応していただければありがたいと思います。終わります。

○議長(又地信也君) 5番 相澤 巧君の一般質問を終了いたします。

次に、4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 4番 竹田 努です。

姉妹都市、交流都市や町外組織との関わりについて、一般質問をさせていただきます。

山形県鶴岡市と姉妹都市盟約も20数年経過をし、東京都江戸川区との交流もはじまっています。

また、今別町の個人より扇ねぶたを4年間連続での寄贈等の広報誌での記事があり、各町内施設に展示されているとのことでもあります。

長い歴史のある札幌・東京木古内会では、年1回の総会に町民を含め参加をし、ふるさとを離れた方々と交流を深めている現状ではないでしょうか。新幹線開業以来、賑わいは続いておりますが、いままでの取り組みだけでいいのでしょうか。

私は今回のこの一般質問、時期等も含めて、いまちょうど予算編成をまとめている時期だろうと。来年度は、平成30年という一つの節目の年でもある。こういうことも含めて、姉妹都市等を含めた自治体や町外組織と今後、予算付けも含めどのように交流、向き合っていくのか町長の見解を伺いするところであります。

○議長(又地信也君) 答弁を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) 4番、竹田 努議員のお尋ねにお答えいたします。

山形県鶴岡市との姉妹都市提携は、昭和63年の青函トンネル開業を契機に、翌年の平成元年にはじまり、本年29年目を迎えております。

また、両都市の小学校間における姉妹校交流は54年目を数え、その歴史に加え、多くの交流事業をとおして、現在の子供達のみならず、大人になってからの交流も行われております。

さらに、市民・町民団体の双方の訪ねる会の交流は、行政間の親密な関係の橋渡し役として、無くてはならない存在となっております。

東京都江戸川区との交流は、榎本政規前鶴岡市長を介して、平成27年9月に、現在の多田正見江戸川区長を訪ね、国の地方創生事業の一環として、渡島町村会との事業連携をお願いし、多田区長快諾のもと交流がスタートいたしました。

その後は、区内で行われている鶴岡寒鱈まつりや江戸川区民まつりへの参加などをとおして、道南渡島地域の食と観光のPRや北海道新幹線のPRなどを行っております。

また、木古内町独自の交流事業も並行して行っており、北海道新幹線を活用した企画として、区民のツアー、あるいは区立小学校の体験学習をはじめ、福祉事業の協力要請、木古内町議会議員による研修視察これらをとおして、交流の幅を着実に広げ、友好都市としての礎を築いているところでございます。

青森県今別町との交流は、両町の民間の皆様による交流が、大変積極的に行われており、寒中みそぎフェスタや、きこない咸臨丸まつりでは、今別町の郷土芸能である荒馬祭りの演舞が披露されるなど、今後も交流が深まるものと期待をしております。

また、両町の行政間では、特別な動きはございませんが、毎年、今別町在住者より、扇ねぶたを寄贈していただいております、本年4年目になります計4基を、役場庁舎ロビーに2基、道

の駅に1基、郷土資料館に1基、それぞれ展示をしております。

東京木古内会は、現在の組織としては、設立から23年を経過しており、設立当初より木古内町が事務局を担ってまいりました。

さっぽろ木古内会は昨年、設立50周年の節目を迎えましたが、事務局体制を維持することが難しく、本年度より、東京木古内会と同様に木古内町が事務局を担うことになりました。

ふるさと木古内を離れ、年に1度ではありますが地元の方々と、また、木古内の方々との交流は、東京木古内会、さっぽろ木古内会の会員の楽しみの一つとなっていると感じております。

また、両会の会員の皆様には、小中学校吹奏楽部への支援やふるさと納税での支援など、ふるさと木古内に対する深い情熱に感謝をしております。

自治体、団体とそれぞれの持っている特性などは違いますが、今日までの取り組みを継続し、発展するよう努めてまいりますとともに、ふるさと納税、ふるさとサポーター、あるいは移住・定住や企業誘致などにつきましても、交流をとおして情報発信に努めてまいりたいと思います。

新年度の予算付けにつきましては、竹田議員からの具体的な内容がなかったものですから、どの点をお答えしていいか、それぞれにわたってのお答えは準備しておりませんが、それぞれ平成30年度が節目の年になるかどうかわかりませんが、それぞれの節目、あるいは3年ごとの事業、いろいろな節目の事業が行われますので、その都度しっかりとした予算配分を行い、これまでの事業の継承とさらなる発展を目指してまいりたいと考えております。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 町長から答弁をいただきまして、鶴岡市との交流についても従来どおりの継続をしていくという。やはりこの20年余りの経過している中で、もっと踏み込んだとかそういう例えば人事交流含めた行政間のそういうこと等の取り組みだとか、現在は主に物販等での鶴岡農林水産まつり、あるいは木古内町の産業まつりに訪ねる会を主にした部分、行政も参画してますけれども、その中での交流で終わっている。ほかはいろんな記念事業等への相互の参加だとか、そういうものしか何か見えてこない。もっとやはり木古内町にとっての福祉都市、木古内町をPRをして、木古内町には国保病院を中心としたやはりそういうたくさんの福祉の施設も充実している。来年からは特養が老健との統合の中で、整備をされるというこういう環境等もやはり相互の交流の中で活かしていく。

私は、鶴岡市もそうですけれども、今別町の民間との交流をとおしてお付き合いとか、そういう中でやはりこれが一つのきっかけとなって、いま前段言った福祉都市をやはり。今別さんと木古内までの距離だとか時間からすれば、新幹線を利用しての手段ですけれども、そんなに時間がかからない距離にあるという。この地の利を活かした今別さんの福祉行政がどうなのかということは、実態は承知はしていませんけれども、やはり木古内の福祉都市を売り込んで、そして敷いては「木古内町に移住しませんか、定住しませんか」という部分につながるようなそういう交流がこれから大事でないかなというふうに思うのですよね。

ですから、特に表題はこれこれと私も絞って上げなかったのですけれども、そういうものに対する予算計上をして、やはりいろんな検討をしてみるだとか、変な話我が町にとってやはりプラスになるような部分をどんどん行わなければならないのかなというふうに思います。

これから27年からはじまった江戸川区との交流についても、これは渡島の町村会が事務局での取り組みの事業ということですから、ただやはり予算計上をしている負担金等の金額からすれば、ものすごい事業だなというふうに思うのですよね。27年度は40万円くらい、そして28年は600万円、そして29年は300万円の負担金の計上をしているわけですし、やはりこういう事業も元々やはりそういう交流をとおしての何らかのメリットが出てくるような事業に結びつけなければならないのかなというふうに思っているところであります。

それと、東京木古内会・さっぽろ木古内会、長い歴史のある部分ですから、いままでどおりの交流というかあれしていく部分についても、もっともっと。かつては、町長もたぶん覚えあると思うのですがけれども、木古内の地場産品を持ち込んで、そのホテルの了解を得て調理をしてもらって、これは北海道木古内産の例えばじゃがいもですよ、塩からですよとか、いろんなものを持ち込んで、やはりそういうものも地場の木古内町をPRしてきたという一つのかつてはそういう背景もあるわけだから、そのところところでのそういう料理ばかりでなく、はこだて和牛を持ち込んでこんなにやはり良い肉だという部分もそういう場ではPRをしてやはり和牛の促進につなげるだとか、そういうこともこれから考えていかなければならないというふうに思うのですよね。その辺については、町長の見解とすれば、どういう考えなのか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 質問が多岐にわたっておりまして、どこから順番に時間的な余裕もなくなりましたので、どこからご説明していいかわからないのですが、この交流事業をもっと深めるという質問かと思いましたが、福祉の充実ですとか和牛の促進とか、こういったことに入ってきましたので、質問が何だったのかなとちょっと頭の中で整理をしているのですが、まず一つ言えるのは、竹田議員がお尋ねにありました人事交流。これは、やっていないのですね。極めて大事なことだと思います。確かに予算も必要なことでございますし、そうなりますといま行政的なお付き合いがあります鶴岡市、江戸川区、こういったところが対象になると思います。これは、これからしっかりと考えていきたいとこのように思います。

双方の良い点を学ぶ、また両市区からしますと木古内は非常に小さな田舎町でございますが、そういったところに来てもらうということもこれもまた交流の一つにつながって、将来大きな発展ができるのではないかと。

先ほど我が町にメリットというお話がございましたが、私はこういうお付き合いというのは、双方がそれぞれメリットがあって、はじめて成り立つものだとこのように思っておりますので、双方がお互いに良い点を吸収できるような交流を続けていきたいと思っております。

したがって、福祉に限らずこの人事交流というのは、極めて大事だというふうに感じておりますので、これから十分検討に入るということでございます。

そしてまた、今別町との交流ということになっておりますが、実は今別町は現在、青函トンネルの開業当時から知内町と友好交流の関係を持っております。行政間では知内町と今別町さんとの交流を行っておりますので、そこにどうやって三角関係のトライアングルになるのか、1対1になるのか、この辺もはっきりしませんので、いずれ今別町さんの町長ともお会いする機会がありますので、ざっくばらんにどのようなお考えをお持ちなのか、いまは民間の皆さんが非常に双方を盛り上げている状態の中で、行政としてどうするのか。ですから、改めて交流都市としなくても、いまおっしゃった人事交流なんてのはできるわけだと思います。

すので、こういったことも考えてみたいと思っております。

東京木古内会でおそらくホテルで木古内の食材、じゃがいも等メーカー何かも使って、塩煮にしてバターですとか塩からですとか、北海道のものをそこで提供するという話をお話されていたかと思えます。ことしから会場が変わりましたので、それができなかったようでございますが、私どもで事務局をしていますので、また事務局でどういう態勢が取れるのかは、研究しなければならないと思っております。

それから、先ほど江戸川区との交流の中での予算のお話をされていましたが、それは当町の予算ではなくて、おそらく渡島町村会の予算だと思っておりますので、これには道の町村会からの支援ですとか、いまはなくなりましたけれども、当初は北海道からの支援もいただきながら、この国の地方創生という事業の一環として5年計画でございますので、現在3年目を迎えておりますので、あと2年間はその事業を継続していきたいと思っております。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努君の一般質問を終わります。

あと12時まで6分程度よりありませんので、昼食のため1時まで、暫時、休憩をいたします。

休憩 **午前11時54分**
再開 **午後 1時00分**

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

午前に引き続き、一般質問を行います。

8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) 8番 鈴木慎也です。

1. ドローン（無人航空機）の導入について、一般質問をさせていただきます。

ドローン元年と呼ばれた2015年からは、新たな飛行ルールや罰則が盛り込まれた航空法が改正・強化されています。また、ドローンは様々な分野における可能性に着目され、全国の各自治体においても幅広く活用されています。

我が町でも観光スポットのSNS等を活用したPR動画や画像、不法投棄・密漁の監視、森林・災害の調査など幅広く活用できると期待しております。

特に災害面での活用では、災害発生時に現場へ急行し、初動調査で収集した情報を町の災害対策本部システムに反映させ、大雪や土砂災害により孤立した地域に衣料品や食料の支援物資を輸送するなど様々な活用方法があると考えます。

また、ドローンを常時目視しなくても安全な物資輸送を可能とするドローンポートシステムという検証実験を国土交通省が行っておりまして、実用化に向けた環境整備が進んでおります。

今後もドローンは、様々な研究や実験を通じて、より性能が向上し、活用方法が広がっていく可能性が大いにあります。

したがって、情報収集や事例調査を進め、各団体や民間事業者との連携も視野に入れながら、ドローンの幅広い活用・導入について検討すべきと考えます。我が町のドローン導入について、町長の見解を伺います。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 8番、鈴木慎也議員のお尋ねにお答えいたします。

ドローンの導入についてのお尋ねでございますが、近年、ドローンの技術向上はめざましく、様々な分野でその活用が報じられており、観光スポットのPRや、密漁の監視、さらに災害現場での不明者の捜索や、二次災害の危険性から人が近づけない場所への被害調査など、様々な場面で活用されていると認識をしております。

一方、便利な機能を有するドローンではありますが、地上150m以上の上空へ飛ばすことや、イベント会場での飛行、駅や線路の上空など、多くの規制も存在しております。

また、昨年の北海道を襲った台風の際には、北海道が発表した「平成28年8月から9月にかけての大雨等災害に関する報告書」、この中でドローンが飛行することで、救助用ヘリコプターの航行に支障をきたした事案が報告されるなど、課題も数多くございます。

今後は、国や道・民間事業者など、既に導入をしている機関からの情報収集等を行ない、予算化を含め将来に向けた検討をしてみたいと考えております。以上です。

○議長(又地信也君) 8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) 町長、前向きな答弁をありがとうございます。

先日、別当大橋、こちらの渡りはじめの時もドローンを使って写真を撮っていただきました。

そして、やはり写真というのは個人だけではなくて、いまは地域全体を見渡せる、そして空からでしか見えない景色だったりとか、伝わらない景色というのがありますので、いまの町長の答弁は非常に前向きに予算化してということなのですが、まずはどうですか。最初は、ハードルが低いと言いますか、対応しやすい観光スポット、観光関係の導入からというのは考えてはいかがでしょうか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) これらにつきましても、情報収集を行い予算化に向けて検討してみたいと考えております。

○議長(又地信也君) 8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) わかりました。そうしますと、次年度の予算で反映されてくるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) それにつきましても、これから検討するところでございます。

○議長(又地信也君) 8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) 次の質問に入ります。

2番、観光振興の環境整備についてです。

我が町では、幸連5遺跡出土品の歴史的遺産の発見や咸臨丸調査等、新幹線・高規格道路に続き、この好機を盛り上げていくために様々な環境を整える必要があると考え、次の3点について教育長の見解を伺います。

①幸連5遺跡の出土品は、調査が完了し、将来的に我が町に返還されるため、貴重な出土品の受け入れ態勢の環境整備（例えば、資料館の人員の見直し・セキュリティ対策・温度・湿度管理も含めたディスプレイ方法）。②住民との結びつきを大切に考え、住民に知らせる努力や地元住民が盛り上がる方向へ進むために幸連遺跡・札苅遺跡・サラキ岬への看板設置などの検討や住民参加型のイベントの実施。③幸連5遺跡や咸臨丸を活かした様々な観光振興のための、専門窓口の設置、データ等の調査管理や行政・有識者・観光協会と連携した特

別チームの発足について、伺います。

○議長(又地信也君) 教育長。

○教育長(野村広章君) 8番、鈴木慎也議員のお尋ねにお答えいたします。

お尋ねの出土品の受け入れ態勢についてでございますが、まず人員については現状の体制を維持する中で、来場者への接遇の向上や新しい知識の習得など職員の研修の充実に努めてまいりたいと思っています。

また、今後返却される出土品の内容は明らかではありませんが、出土品の適正な保管管理や展示方法の工夫などに努めてまいりたいと思います。

さらには、貴重な文化財の徹底した管理を図るため、24時間体制のセキュリティ対策を講ずるよう、今後検討してまいりたいと考えております。

二つ目のお尋ねの周知活動や住民参加についてでございますけれども、歴史遺産を活用した観光振興の環境整備につきましては、幸連5遺跡からの出土品及び威臨丸の錨調査の状況を踏まえた上で、ご提案のあったことを含め、住民機運醸成について、取り組みを検討してまいりたいと思います。

町の文化財の価値に関わり、住民の皆さんに理解を深めていただくためには、様々な方法で周知することが大切であると考えます。

このため、町教育委員会といたしましてはこれまでと同様に、きこないゼミナールの開催や発掘現場見学会、郷土資料館における資料展示の充実はもとより、広報活動や土器づくりなどの体験学習活動の充実に努めてまいりたいと思います。

また、町観光担当課や観光協会との連携を図り、看板設置を含め効果的な周知方法を検討してまいりたいと考えております。

○議長(又地信也君) 8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) ちょうど一般質問の締め切りの時のタイミングで、文化庁から報道発表がありまして、いわゆる文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用のあり方についてという第一次答申が出されました。こちらは何かと簡単に言うと、いままでに地域活性化に使いづらかった、若しくは可能性があったけれども、なかなか出る機会がなかった文化財を上手く活用するために、首長も権限を持ってみてはどうですかという答申だったり、あと人口減少が進む中で我が町だけではなくて、日本全国で貴重な文化財が人口減少によって管理がきちんとされなくて、例えば災害だったりだとかどうもいままでのやり方では、きちんと守っていけなくなっているぞと。たぶんそういうのを主に私は、その答申によって知らせたいのだろうなというのはそのように理解したのですけれども。

これを考えると今後、文化財については教育長はもちろんなのですけれども、今後おそらく国の動きとして、各自治体の首長のほうにある程度の権限も移るのではないのかなと思っています。

それで、これは例えば一つ町づくりの中で施策の中で、私の町長時代、木古内町として文化財がこうだとそういうもし思いがあるのであれば、私はちょっとやはり先ほどの新井田議員の一般質問の答弁も今回の野村教育長のご答弁もそうなのですが、確かに綺麗に話をまとめていただいて、納得いくような答弁かなと思うのですけれども、やはり町のちょっとした未来へのこれがきっかけになるのじゃないかとか、そういう強い意気込みの部分で、やはり町長の気持ちが私はお聞きしたいなと思っている部分はあります。町長、その辺りいかがで

しょうか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) まず、二つに分けて考えなければならないと思いますが、この幸連の5遺跡、この場所と出土してきた石、これは全く別ものだというふうにはまず整理しなければならないと思います。

幸連の5遺跡につきましては、これから高規格自動車道の下に位置していますので、埋め戻しをしてそこは道路が走ります。したがって、翌年以降になりまして、その隣を遺跡調査を行うということでございますので、新たなそれに変わるものができて、はじめてそれが先ほどもお尋ねにあったのですが、世界遺産とかこういうところに順次、進むことになるのかどうか、この辺は全く予想がつかない。ただ、近くに道路があるとかこういう支障物件、遺跡としての支障物件があると非常に難しいというふうな理解もしなければなりません。ということでまず、遺跡群が一つ、それから石のほうは現在調査のために、3年間はまず戻ってこないでしょう。3年後に戻ってくると思いますので、それまでどのような形で石を活用していくか、保管はどうするのか、こういったのは文化庁あるいは道教委北海道、あとは関係機関等々と十分協議をしなければならない。確かに権限は行政の町に移るのかもしれませんが、どちらの権限があっても財源は一つでございますので、やはりこれは国・道からの支援をいただかないと立派な施設を建てて保管しておくことは難しいでしょうし、万が一それが非常に貴重なものとなった場合には、これは町だけで保管するのがあるいは文化庁を含めた協同作業になるのか、この辺もいまの段階では予想がつかないものですから、ここで意気込みと言われましてもそれが良いものであれば、やはりそれに向かっていくという答えになりますけれども、現段階では全くわからないという状況でございますので、その場面になりましたらまた意気込みをお話したいと思っております。

○議長(又地信也君) 8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) まず確認なのですが、今回の私の一般質問は、世界遺産登録になるための取り組みと一般質問した新井田議員とはまた別もので、その言葉は私一つも載せておりません。それまでの我が町でできることを環境整備を進めてはいかがでしょうかという質問でございました。

例えばなのですが、3年後におそらく戻ってくるであろう出土品につきましては、まだ3年間ありますのでいろんな検討・時間もあるかと思うのですが、これで何らかの遺産になってもならなくても、例えば勝手にカウントダウンと我が町好きですね。いままで新幹線の時も確か高規格道路の時もキーコを活用して、カウントダウンされてきました。そういった部分では、もしかしたら3年後に戻ってくる見込みがない流れになるのかもしれないけれども、でも我が町としてはそういう思いで出土品を思って受け入れるのだと。そういう意思表示にもなるかと思うので、もちろんディスプレイの温度・湿度管理も重要ですが、その辺りの住民のかたとのイベント含めた交流を3年間かけて検討していただければと思います。

あと1点お願いをしたいと思ったのが、やはり先ほど私が説明させていただいた人口減少が文化財の管理にも大変困難になってきているという大きな理由の中で、そうすると子ども達のいわゆる教育の場、若しくは地元子ども達にしか勉強できない、地元だけの文化遺産の勉強をする環境です。そういったものをももちろん先ほど野村教育長おっしゃっていました

が、これだけ新聞にも取り上げられてましたので、縄文遺跡と子ども達との関係性だったり、いかりん館の社会科見学だったりですとか、例えばですけれども昔は確かあれですか。土器作りとかは経験、やったことあると聞いたのですけれども、ちょっとその辺りの確認をいいですか。

○議長(又地信也君) 教育長。

○教育長(野村広章君) いま、子ども達に関わる学習機会の提供についての確認ということによろしいのでしょうか。子ども達につきましては、社会教育の部面では縄文体験教室で、例えば火おこし体験とか、それからいま言われました土器作り、それから勾玉作りをやっていました。それから、発掘現場の体験学習。

学校教育におきましては、3年生・4年生の副読本というのがありまして、ふるさと学習をするという教科書に準じた副読本があるのです。その中にも縄文遺跡、縄文の暮らしというようなのが載っていますし、そういうのに則って地域の見学活動をしているところでございます。現状としては、以上でございます。

○議長(又地信也君) 8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) 野村教育長、最後に確認なのですけれども、こちら3番の先ほど特別チームの発足について、私のほうで理解しづらかったので、すみません。いま一度、ご答弁のほうをお願いしたいのですけれども。

○議長(又地信也君) 教育長。

○教育長(野村広章君) 歴史遺産の窓口の設置ということでございますね。これについては、幸連5遺跡からの出土品あるいは咸臨丸の錨の調査、これからの調査の進捗状況、あるいはその結果希少性。学会における位置付けなどを踏まえた上で、担当部署を精査するとともに、関係する組織や関係者との連携を図り、活用について検討してまいりたいというような答弁でございます。

○議長(又地信也君) 8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) わかりました。ありがとうございます。

あと確か、咸臨丸もあと数年間で150周年とか何とかそういう話を観光協会のかたからも聞きましたので、今後、窓口ができれば連携して新設して、調査のチームを作っていただければなと思っております。以上で、一般質問を終わります。

○議長(又地信也君) 以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(又地信也君) 日程第8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま上程になりました、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

議案の一番最後の綴りになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度木古内町一般会計補正予算（第5号）の専決処分を行い、歳入歳出予算の総額を40億164万8,000円とするものです。

補正の内容は、本年10月22日執行の衆議院議員総選挙にかかる費用、及び9月17日から18日に発生した台風18号に対応するための職員手当にかかる費用の補正です。

それでは、歳出の詳細について、説明いたします。7ページをお開き願います。

2款 総務費、4項 選挙費、1目 選挙管理委員会費 8万4,000円、及び2目 衆議院議員選挙費 634万6,000円は、選挙執行に伴う報酬ほか、諸経費です。

8ページをお開き願います。

14款・1項・1目 職員給与費 118万6,000円の追加は、台風18号に対応する避難所開設に要する職員手当の費用です。

続きまして、歳入の説明をいたします。6ページをお開き願います。

13款 国庫支出金、3項 国庫委託金、1目 総務費委託金 634万6,000円の追加は、衆議院議員総選挙執行に伴う委託金です。

17款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 財政調整基金繰入金 127万円の追加は、このたびの補正に係る国庫支出金以外の財源を財政調整基金から繰り入れるものです。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案については原案のとおり承認されました。

議案第9号 下町・前浜ふれあいセンター設置条例制定について

議案第13号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第14号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第11号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について

議案第12号 特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について

議案第1号 平成29年度木古内町一般会計補正予算(第6号)

- 議案第2号 平成29年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第3号 平成29年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 議案第4号 平成29年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)
- 議案第5号 平成29年度木古内町水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第6号 平成29年度木古内町介護老人保健施設事業会計補正予算(第3号)
- 議案第7号 平成29年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第8号 平成29年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(又地信也君) 一括議題の議案については、議会事務局長より朗読をさせます。
議会事務局長。

○議会事務局長(吉田廣之君) それでは、私のほうから一括議題を朗読いたします。

日程第9 議案第9号 下町・前浜ふれあいセンター設置条例制定について、日程第10 議案第13号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第11 議案第14号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第12 議案第11号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について、日程第13 議案第12号 特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について、日程第14 議案第1号 平成29年度木古内町一般会計補正予算(第6号)、日程第15 議案第2号 平成29年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、日程第16 議案第3号 平成29年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)、日程第17 議案第4号 平成29年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)、日程第18 議案第5号 平成29年度木古内町水道事業会計補正予算(第2号)、日程第19 議案第6号 平成29年度木古内町介護老人保健施設事業会計補正予算(第3号)、日程第20 議案第7号 平成29年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)、日程第21 議案第8号 平成29年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第2号)。
以上です。

○議長(又地信也君) 以上、日程第9 議案第9号ほか12件については関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

はじめに、日程9から13までは、町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま一括上程となりました、議案第1号から第9号、さらに議案第11号から第14号について、提案理由の説明を申し上げます。

このうち、議案第9号 下町・前浜ふれあいセンター設置条例制定について、議案第13号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第14号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第11号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について、議案第12号 特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定につきましては、私から提案理由の説明をいたします。

はじめに、議案第9号について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例制定につきましては、現在、下町・前浜地区には町内会館等の施設がなく、

地域の住民から気軽に集まって、ふれあい・交流できる場所の要望が寄せられております。

町内では、空き家が増えており、その有効利用を図るためにも、現在活用されていない空き家を借り上げ、下町・前浜ふれあいセンターを設置するもので、その設置条例を制定するものでございます。

センターの名称は、下町・前浜ふれあいセンターで、位置は、字本町199番地2でございます。

なお、詳細につきましては、後ほど建設水道課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

次に、議案第13号について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、平成29年度の人事院勧告に基づく国家公務員給与法の改正案成立を受け、職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、基本給を平均で0.2%、勤勉手当の支給月数を0.1か月分、それぞれ引き上げるものでございます。

次に、議案第14号について、提案理由をご説明いたします。

木古内町長等の給与等につきましては、木古内町特別職職員報酬等審議会条例に基づき、報酬審議会に諮問し、その答申を受け、議会提案することとされておりますが、昨年開催の報酬審議会において、「人事院勧告に伴う手当の増減については、委員会の諮問事項とはしない」との答申を受けたことにより、今年度の人事院勧告に伴い、期末手当支給月数を4.3か月から4.4か月にするものでございます。

次に、議案第11号について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第11号につきましても、ただいまの議案第14号と同じく、議会議員の報酬につきまして、人事院勧告に伴い、期末手当支給月数を4.3か月から4.4か月にするものでございます。

なお、議案第13号、14号及び11号の詳細につきましては、後ほど総務課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、議案第12号について、提案理由の説明をいたします。

議案第12号は、農業委員会委員の報酬の改定をお願いするものでございます。

国の農業委員会改革の一環として、農地利用の最適化の推進に関する業務が、農業委員会の必須業務として、法令に位置付けられたことに伴い、農地利用最適化交付金事業を活用するとともに、農業委員報酬を増額改定するもので、現行、木古内町農業委員会会長の報酬を月額1万8,000円から3万円に、委員の報酬を月額1万2,000円から2万円に改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、農業委員会事務局長より説明をさせますので、ご審議をお願いいたします。

次に、各補正予算に関する議案につきましては、副町長から説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

副町長に代わります。

○議長(又地信也君) 町長から申し出がありましたように、日程第14から21までは、副町長より提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま一括して上程となりました、議案第1号 平成29年度木古内町一般会計補正予算(第6号)、及び議案第2号 平成29年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、議案第3号 平成29年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)、議案第4号 平成29年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)、議案第5号 平成29年度木古内町水道事業会計補正予算(第2号)、議案第6号 平成29年度木古内町介護老人保健施設事業会計補正予算(第3号)、議案第7号 平成29年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)、並びに議案第8号 平成29年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

最初に、議案第1号から説明いたします。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、369万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を40億534万6,000円とするものです。

補正の主な内容ですが、4ページの第2表「継続費補正」は、このたびの補正による継続費の変更となっております。都市計画道路環状線通整備事業に係る道南いさりび鉄道工事施工委託料の29年度の年度割協定額が500万円減額になったことにより、総額も500万円減額し、補正後の総額を5億9,700万円とするものです。

5ページの第3表「地方債補正」は、このたびの補正事業費による起債額の変更となっております。起債の目的の5項目目の道路整備事業債として1,110万円を追加し、補正後の限度額を4億7,050万円とするものです。

歳出の主な補正内容ですが、1款 議会費は、条例改正案で提案しました、議員の期末手当の追加補正です。

2款 総務費は、条例制定案で提案しました、下町・前浜ふれあいセンター設置に係る施設の借り上げ費用や必要となる備品購入、光熱費等の追加、及び江差線バス運行補助金の追加補正です。

3款 民生費は、国民健康保険事業特別会計など各会計への繰出金の補正、障害福祉システム改修委託料、私立保育所運営委託料の追加補正です。

4款 衛生費は、水道事業会計及び渡島西部広域事務組合負担金の減額です。

6款 農林水産業費は、条例改正案で提案しております、農業委員報酬の追加補正です。

8款 土木費は、下水道事業特別会計繰出金の追加補正、都市計画道路環状線通整備事業の補正です。

9款 消防費は、渡島西部広域事務組合負担金の減額補正です。

10款 教育費は、大会参加報償費の追加補正です。

14款 職員給与費は、人事異動及び人事院勧告給与改定に伴う追加補正です。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

次に、議案第2号を説明いたします。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、3,439万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億7,712万1,000円とするものです。

補正の主な内容は、人事異動及び人事院勧告に伴う追加補正、保険給付費の追加補正です。それでは、補正の内容につきまして、歳出からご説明いたします。

8ページをお開き願います。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、2節 給料 34万5,000円の減額、3節 職員手当等 88万円の追加、及び4節 共済費 2万2,000円の減額は、人事院勧告及び人事異動による補正です。

13節 委託料 2万4,000円の減額は、北海道で構築を進めている事業状況報告システムクラウドに参加するため、当初予定していた既存の事業状況報告システムの改修委託料 32万4,000円から、システムクラウドへのデータ移行委託料 30万円に変更し、差額分を減額するものです。

14節 使用料及び賃借料 2万2,000円の追加は、国保集約システムと市町村国保システムの連携のため、必要となるライセンス使用のための追加です。

19節 負担金補助及び交付金 87万3,000円は、既存システムから国保都道府県化に伴い、北海道で構築を進めている事業状況報告システムクラウドへの参加に伴う追加補正です。

9ページをお開き願います。

2款 保険給付費、1項 療養諸費、1目 一般被保険者療養給付費、19節 負担金補助及び交付金 2,302万4,000円は、ガンや肝炎等の高額薬剤による治療並びに手術による医療費の増嵩に伴う追加補正です。

10ページをお開き願います。

2項 高額療養費、1目 一般被保険者高額療養費、19節 負担金補助及び交付金 1,182万4,000円についても、高額薬剤による医療費の増嵩に伴う追加補正です。

11ページをお開き願います。

8款 保健事業費、3項 特別総合保健施設事業費、1目 保健指導事業費 18万9,000円は、人事院勧告に伴う追加補正です。

12ページをお開き願います。

10款 諸支出金、3項 繰出金、1目 直営診療施設繰出金 693万円は、国保病院事業会計への繰出金で、直営診療施設整備に係る交付申請額並びに交付決定額の変更に伴う追加補正です。

13ページをお開き願います。

11款・1項・1目・節 予備費 895万8,000円は、一般被保険者の療養給付費並びに高額療養費の増嵩に伴う不足分を予備費から充当するものです。

次に、歳入のご説明をします。

6ページをお開き願います。

3款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 療養給付費等負担金、1節 現年度分 1,115万1,000円は、一般被保険者療養費及び高額療養費の増嵩に伴う国からの負担金の追加補正です。

2項 国庫補助金、1目・1節 財政調整交付金 445万円は、歳出で説明をしました、国保都道府県化に伴い、北海道で構築を進めている事業状況報告システムクラウドへの参加に伴う国からの特別調整交付金の追加補正です。

2目・1節 国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金 56万5,000円は、北海道で構築を進めている事業状況報告システムクラウドに参加するため、財政調整交付金で見込んでいた改修経費を準備事業補助金へ振替、並びに増額したことによる追加補正です。

6款 道支出金、2項 道補助金、1目・1節 道調整交付金 246万4,000円は、事業状況報告システムクラウドに参加するための北海道からの交付金の追加及び直営診療施設整備に係る交付申請額、並びに交付決定額の変更に伴う追加補正です。

7ページをお開き願います。

7款・1項 共同事業交付金、1目・1節 高額医療費共同事業交付金 1,834万4,000円は、ガンや肝炎等の高額薬剤による治療並びに手術による80万円以上のレセプト件数の増加による追加補正です。

8款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目・1節 保険基盤安定繰入金 265万7,000円は、保険基盤安定負担金の確定に伴う減額補正です。

2目・1節 一般会計繰入金 7万6,000円は、人事院勧告及び人事異動による人件費の精査及び財政安定化事業の確定に伴う繰入金の追加補正です。

次に、議案第3号を説明いたします。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、789万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、1億6,484万3,000円とするものです。

補正の主な内容は、健康診査受信者数の増加に伴う補正、及び後期高齢者医療広域連合納付金の平成28年度実績に伴う療養給付金等の減額による補正です。

それでは、補正の内容につきまして、歳出からご説明いたします。

7ページをお開き願います。

2款・1項 保健事業費、1目 疾病予防費、13節 委託料 84万円は、健康診査受信者数が、当初予定した200名を上回る見込みとなったことによる追加補正です。

8ページをお開き願います。

3款・1項・1目 後期高齢者医療広域連合納付金、19節 負担金補助及び交付金 873万6,000円の減額は、保険基盤安定負担金の確定に伴う30万2,000円の追加並びに、納付金の平成28年度実績確定に伴う事務費負担金分 41万9,000円及び、療養給付費負担金分 861万9,000円の減額による補正です。

次に、歳入のご説明をします。

6ページをお開き願います。

4款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目・1節 事務費繰入金 13万3,000円の減額は、健康診査受診者数の増加に伴う一般事務繰入金の追加、及び後期高齢者医療広域連合納付金の平成28年度実績確定に伴う事務費負担金の減額による補正です。

2目・1節 保険基盤安定繰入金 30万2,000円の追加は、繰入金の確定に伴い、7割・5割・2割それぞれの軽減対象者分 34万8,000円の追加、及び激変緩和措置分 4万6,000円の減

額による補正です。

3目・1節 療養給付費負担金繰入金 861万9,000円は、平成28年度実績確定に伴う減額補正です。

6款 諸収入、3項・1目 受託事業収入、1節 健康診査等受託事業収入 55万4,000円は、健康診査受診者数の増加に伴う増額補正です。

次に、議案第4号を説明いたします。

1ページをお願いします。

第2条は、平成29年度予算の第3条に定めた、収益的収入の予算を次のとおり補正するものです。

収入の部で、第1款 病院事業収益の既決予定額 14億9,974万6,000円に80万2,000円を追加し、その総額を15億54万8,000円とするものです。

第3条は、本年度予算第4条本文括弧書き中の、資本的支出額に対し不足する額「1億9,075万6,000円」を「1億8,795万5,000円」に改め、資本的収入の予定額を補正するものです。

収入の部で、第1款 資本的収入の既決予定額 1億5,912万3,000円に280万1,000円を追加し、その総額を1億6,192万4,000円とするものです。

企業債 第4条は、企業債の限度額を補正するものです。

起債の目的にあります、「機械器具整備事業」及び「職員住宅建築事業」を補正し、企業債の限度額を6,700万円とするものです。

補正の主な内容は、電気料金の返還、及び平成29年度国民健康保険調整交付金の交付決定に伴う補正です。

それでは、詳細につきまして、収益的収入からご説明いたします。

5ページをお開き願います。

1款 病院事業収益、3項 特別利益、2目・節 過年度収益修正益 80万2,000円の追加は、行政報告させていただいた北海道電力株式会社からの電気料金返還分で、業務用電力一般で支払った電気料金に対し、業務用ウィークエンドで算出した電気料金の差額分が返還されることとなったため、補正をお願いするものです。資料番号1 議案説明資料の11ページに、返金の内訳を記載していますので、ご参照をお願いします。

次に、資本的収入をご説明します。

6ページをお開き願います。

1款 資本的収入、1項・1目・節 企業債 350万円の減額は、機械器具整備事業で、医療機器分 120万円、患者送迎用車両 270万円を追加し、及び職員住宅建築事業が国民健康保険調整交付金の交付決定を受け、740万円の減額による補正です。

3項・1目・節 国庫補助金 420万1,000円の追加は、職員住宅建築事業が国民健康保険調整交付金の交付決定を受けたことにより、補助基準額の3分の1、497万円、及び医療機械器具の購入見送りに伴う補助金の減額77万円、並びに調整分の補正です。

4項・1目・節 道補助金 210万円の追加は、職員住宅建築事業の道費補助金で、補助基準額の6分の1、248万円、及び医療機械器具の購入見送りに伴う補助金の減額 38万円の補正です。

次に、議案第5号を説明いたします。

1ページをお願いします。

第2条は、平成29年度予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入の部では、第1款 水道事業収益の既決予定額 1億6,092万1,000円から168万1,000円を減額し、その予定額を1億5,924万円にするものです。

支出の部では、第1款 水道事業費用の既決予定額 1億5,550万6,000円から30万円を減額し、その予定額を1億5,520万6,000円にするものです。

第3条は、平成29年度予算の第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入の部では、第1款 資本的収入の既決予定額 6,330万円から1,620万円を減額し、その予定額を4,710万円にするものです。

支出の部では、第1款 資本的支出の既決予定額 1億1,790万1,000円から1,620万円を減額し、その予定額を1億170万1,000円にするものです。

補正の主な内容は、人事異動及び人事院勧告給与改定等に伴う人件費の補正、水源探査等調査報告に伴い、今年度予定していた揚水試験等調査業務の必要がなくなったため、委託料を減額するものです。

それでは、詳細につきまして、収益的支出からご説明いたします。

10ページをお開き願います。

1款 水道事業費用、1項 営業費用、2目 配水及び給水費、節 給料・手当・法定福利費合わせて6万7,000円の追加は、人事院勧告給与改定及び共済負担金率の見直しによる人件費の補正です。

11ページをお開き願います。

4目 総係費、節 給料・手当・法定福利費あわせて36万7,000円の減額は、人事異動、人事院勧告給与改定、及び共済負担金率の見直しによる人件費の補正です。

続いて、収益的収入をご説明いたします。

9ページをお開き願います。

1款 水道事業収益、2項 営業外収益、2目・節 他会計負担金 168万1,000円の減額は、人事異動及び人事院勧告給与改定等に伴う一般会計からの基準内繰入金の減額補正です。

次に、資本的支出をご説明します。

13ページをお開き願います。

1款 資本的支出、1項 建設改良費、4目 施設改良費、節 委託料 1,620万円の減額は、簡易水道への移行を見据え、亀川・二乃岱地区を中心に、水原探査等の調査を行い、可能性が高い場合は揚水試験等の調査を進める予定でしたが、水源の可能性が厳しいとの調査結果を受け、この調査を取りやめることとしたため、補正するものです。

資本的収入をご説明します。

12ページをお開き願います。

1款 資本的収入、1項・1目・節 企業債 1,620万円の減額は、資本的支出で説明しました事業分の補正です。

次に、議案第6号を説明いたします。

1ページをお願いします。

第2条は、平成29年度予算の第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正するものです。

収入の部で、第1款 施設運営事業収益の既決予定額 3億3,293万6,000円に43万2,000円を追加し、その予定額を3億3,336万8,000円にするものです。

第3条は、本年度予算第4条本文括弧書き中の、資本的支出額に対し不足する額「3,777万3,000円」を「3,784万1,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を補正するものです。

収入の部では、第1款 資本的収入の既決予定額 8,593万9,000円に2,270万円を追加し、その総額を1億863万9,000円とするものです。

支出の部では、第1款 資本的支出の既決予定額 1億2,317万2,000円に2,276万8,000円を追加し、その予定額を1億4,648万円にするものです。

企業債 第4条は、企業債の限度額を補正するものです。

起債の目的にあります、「備品購入費」を補正し、企業債の限度額を8,760万円とするものです。

補正の主な内容は、電気料金の返還、及び老人保健施設いさりびと特別養護老人ホーム恵心園との経営統合に伴う、備品購入費の計上です。

それでは、詳細につきまして、収益的収入からご説明いたします。

6ページをお開き願います。

1款 施設運営事業費用、3項 特別利益、1目・節 過年度収益修正益 43万2,000円の追加は、こちらも行政報告させていただいた、北海道電力株式会社からの電気料金返還分です。

業務用電力一般で支払った電気料金に対し、業務用ウィークエンドで算出した電気料金の差額分が返還されることとなったため、補正をお願いするものです。資料番号1 議案説明資料の12ページに、返金の内訳を記載していますので、ご参照をお願いいたします。

次に、資本的支出を説明します。

8ページをお開き願います。

1款 資本的支出、1項 建設改良費、1目 有形固定資産購入費、節 備品購入費 2,276万8,000円の追加は、経営統合に伴う介護浴槽4台、特殊用・車いす用それぞれ2台、リフト付きシャワーキャリー4台、及び老朽化したクックチル用スチームコンベンション1台の購入費用です。

次に、資本的収入をご説明します。

7ページをお開き願います。

1款 資本的収入、2項・1目・節 企業債 2,270万円の追加は、資本的支出で説明をしました、備品購入費用を企業債を発行して財源とするものです。

次に、議案第7号を説明いたします。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、162万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、7億2,479万2,000円とするものです。

補正の主な内容は、人事異動及び人事院勧告給与改定等に伴う補正、介護報酬改定等に伴

うシステム改修費用、及び過年度分の介護予防・日常生活支援総合事業交付金について、国・北海道への返還金の補正です。

それでは、補正の内容につきまして、歳出からご説明いたします。

7ページをお開き願います。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、2節 給料から4節 共済費まであわせまして、218万8,000円の減額は、人事異動・人事院勧告給与改定等に伴う減額分です。

13節 委託料 278万円は、介護報酬改定等に伴う介護保険事務処理システム改修委託料で、平成30年度制度改正に対応するための改修委託料の追加です。

8ページをお開き願います。

3款 地域支援事業費、1項 地域支援事業費、1目 介護予防・生活支援サービス事業費 3万6,000円の追加は、人事院勧告給与改定等に伴う補正です。

2目 包括的支援事業・任意事業費、2節 給料から4節 共済費まであわせまして、154万3,000円の追加は、人事異動・人事院勧告給与改定等に伴う補正です。

9ページをお開き願います。

5款 諸支出金、1項 償還金利子及び還付加算金、2目 償還金、23節 償還金利子及び割引料 18万円は、過年度分の介護予防・日常生活支援総合事業交付金について、国・北海道への返還金が生じたため追加補正するものです。

10ページをお開き願います。

6款・1項・1目・節 予備費 72万4,000円の減額は、平成28年度分の介護予防・日常生活支援総合事業交付金について、予備費を充当して返還するものです。

次に、歳入のご説明をします。

6ページをお開き願います。

4款 国庫支出金、2項 国庫補助金、2目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、2節 過年度分 32万円は、交付金精算分について、返還金が生じたための減額補正です。

4目・1節 介護保険事業費補助金 46万円は、歳出で説明をしました、介護報酬改定等に伴う介護保険事務処理システム改修補助金の追加補正です。

6款 道支出金、2項 道補助金、1目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、2節 過年度分 22万4,000円の減額は、交付金精算分について返還金が生じたため、北海道からの交付金の減額補正です。

7款 繰入金、1項 一般会計繰入金、4目 その他一般会計繰入金、1節 事務費繰入金 171万1,000円は、介護保険事務処理システム改修分 232万円の追加、及び人事異動・人事院勧告給与改定等に伴う60万9,000円の減額による補正です。

次に、議案第8号を説明いたします。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、8万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、2億1,088万円とするものです。

補正の主な内容は、人事院勧告給与改定等によるものです。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

7ページをお開き願います。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、2節 給料から4節 共済費まであわせまして、8万3,000円の追加は、人事院勧告給与改定等に伴う補正です。

次に、歳入についてご説明します。

6ページをお開き願います。

4款・1項 繰入金、1目 他会計繰入金、1節 一般会計繰入金 8万3,000円は、歳出の追加分を一般会計からの繰入金で賄うものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 副町長より提案理由の説明が終わりました。引き続き、詳細説明をお願いいたします。

議案第9号については、建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) それでは、議案第9号 下町・前浜ふれあいセンター設置条例の制定について、ご説明いたします。

議案説明資料 資料番号1の1ページから3ページに、借り上げる民間住宅の位置図・間取り図・写真を添付しておりますのでご参照ください。

今回、下町・前浜ふれあいセンターの設置にあたり、管理運営するための条例を制定するものでございます。

第1条といたしまして本条例の目的、第2条では名称及び位置、第3条は管理、第4条は使用者の範囲、第5条・第6条では、それぞれ使用の許可と取り消しを、第7条では利用の制限、第8条は使用料について定めております。さらには、第9条に損害賠償、第10条については委任について記述しております。

附則といたしまして、この条例は、平成29年12月18日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(又地信也君) 次に、議案第13号、14号、11号については、総務課長より詳細説明をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長(若山 忍君) 総務課、若山です。

私のほうからは、議案第13号、14号、及び11号につきましてご説明いたします。

はじめに、議案第13号についてですが、議案説明資料 資料番号1でご説明をいたします。

21ページをお開き願います。

21ページは、改正に係る新旧対照表となっております。

平成29年度の人事院勧告が平成29年8月8日に出されまして、その後、国家公務員に関する給与法が12月8日に成立・改正されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、先ほども町長から説明を申し上げたとおり、月額給料を平均で0.2%引き上げ、また勤勉手当を0.1か月分を引き上げるという内容になっております。

改正につきましては、2条建てとしており、第1条はこのたびの人事院勧告により、平成29年4月1日を適用日として遡及して支給するための改正です。第1条で、職員の給与に関する条例、第16条の4、第2項、第1号中、一般職員につきましてはこのたびの引き上げ分について、「100分の85」を「6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合におい

ては100分の95」に改め、100分の10を引き上げるといふものです。

また、第2号中の再任用職員につきましても、12月に支給する場合において、「100分の45」と100分の5を引き上げるといふ改正内容となっております。

次に、附則の第32条ですが、給与月額から1.5%の減額が適用されております管理職職員につきまして、支給する勤勉手当減額対象額にかかる乗ずる率を「100分の1.425」と100分の0.075を引き上げるための改正となっております。

なお、最低号俸に達しない場合にあっては、12月支給分に係る勤勉手当減額基礎額の率を「100分の95」と、100分の5を引き上げるといふ改正内容となっております。

また、別表第1・第2を議案の次のページ以降に記載のとおり改めるものでございます。

次に、資料の22ページをお開き願います。

こちらは、今回の改正条例の第2条ですが、こちらは次年度以降の配分を改めるもので、本条例第16条の4、第2項、第1号中、6月・12月の支給において、それぞれ100分の90に改め、第2号では再任用職員について、6月・12月の支給において、それぞれ100分の42.5に改めるものです。

議案に戻りまして、附則の第1項では、この条例は、公布の日から施行することとし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行するとしております。

第2項では、改正後の職員の給与に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用するとしております。

第3項では、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすとしております。

第4項では、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとしております。

次に、議案第14号についてですが、こちらにも議案説明資料の23ページをお開きいただきたいと思ひます。こちらにも新旧対照表となっております。

議案第14号につきましては、平成29年度の人事院勧告に基づく職員給与の増額改定により、木古内町長等の手当の改正を行うものでございます。

木古内町長等の給与等につきましては、先ほど町長が提案しましたとおり、昨年開催の木古内町特別職職員報酬等審議会において、「人事院勧告に伴う手当の増減については、委員会の諮問事項とはしない」との答申を受けたことにより、今年度の人事院勧告に伴い、期末手当支給月数を4.3か月から4.4か月にするものです。

改正につきましては、このたびの人事院勧告により、平成29年4月1日を適用日として遡及して支給するために改正するもので、第1条で木古内町長等の給与等に関する条例、第4条、第2項中、このたびの引き上げ分について、12月に支給する場合において、「100分の232.5」に改め、100分の10を引き上げるといふものです。

次に、条例第2条ですが、こちらは次年度以降の配分をあらためるもので、本条例第4条、第2項中、6月の支給においては、「100分の212.5」に、12月の支給においては、「100分の227.5」に改めるものです。

議案に戻りまして、附則といたしまして、第1項では、この条例は公布の日から施行し、

第2条の規定は、平成30年4月1日から施行するとしております。

第2項では、改正後の木古内町長等の給与等に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用するとしております。

第3項、第4項につきましては、先ほどの条例と同じ内容となっております。

次に、議案第11号についてですが、議案説明資料 資料番号1の16ページをお開き願いたいと思います。

議案第11号につきましても、平成29年度の人事院勧告に基づく職員給与の増額改定により、議会議員の議員報酬の改正を行うものでございます。

議会議員の議員報酬につきまして、こちらも昨年開催の木古内町特別職職員報酬等審議会において、「人事院勧告に伴う手当の増減については、委員会の諮問事項とはしない」との答申を受けたことにより、今年度の人事院勧告に伴い、期末手当支給月数を4.3か月から4.4か月にするものです。

改正につきましては、第1条で、議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例、第3条、第3項中、このたびの引き上げ分について、12月に支給する場合において、「100分の270」に改め、100分の10を引き上げるというものです。

次に、条例第2条ですが、こちらは次年度以降の配分を改めるもので、本条例第3条、第3項中、6月の支給においては、「100分の200」に、12月の支給においては、「100分の240」に改めるものです。

議案に戻りまして、附則といたしまして、第1項では、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行するとしております。

第2項では、改正後の議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の規定は、平成29年4月1日から適用するとしております。

第3項、第4項については、先ほどの提案と同じ内容となっております。

以上で、説明を終わります。

○議長(又地信也君) 次に、議案第12号について、農業委員会事務局長、詳細説明をお願いします。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長(木村春樹君) 農業委員会事務局の木村です。

議案第12号 特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について、説明いたします。

資料番号1 議案説明資料17ページをお開きください。

ここには、改正にかかる新旧対照表を掲載しております。

改正趣旨につきましては、特別職等の職員で非常勤の者のうち、農業委員について、このたび農地利用の最適化の推進に関する業務が改正農業委員会法へ明確に位置付けられたことに伴い、農地利用最適化交付金事業を活用するとともに、報酬を増額改定するものです。

改正の具体的内容は、条例別表第1中、区分、木古内町農業委員会会長の報酬額を月額1万8,000円から3万円に、区分、木古内町農業委員会委員の報酬額を、月額1万2,000円から2万円にするものです。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成29年7月以降の報酬から適用すること

とします。

この適用時期は、報酬に充当する特定財源である農地利用最適化交付金の交付金額を積算する期間が、改正農業委員会法による農業委員選出時の、ことし7月からということによるものです。

資料18ページから20ページに、概要や経過、交付金の充当例などが記載されていますので、ご参照願います。

以上、説明を終わります。

○議長(又地信也君) 議案第1号の詳細説明をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長(若山 忍君) 引き続き、議案第1号の詳細につきましてご説明いたします。

はじめに、歳出より説明を行います。

11ページをお開き願います。

1款・1項・1目 議会費、3節 職員手当等 21万2,000円の追加は、議案第11号 条例改正案で説明したとおり、人事院勧告に伴う議員期末手当の増額分です。

12ページをお開き願います。

2款 総務費、1項 総務管理費、3目 施設管理費、11節 需用費 7万6,000円、12節 役務費 1万円、14節 使用料及び賃借料 8万円、18節 備品購入費 26万円の追加は、議案第9号 条例制定案、下町・前浜ふれあいセンター設置に伴う費用を追加補正するものです。

次に、5目 企画振興費、19節 負担金補助及び交付金 349万1,000円の追加は、江差木古内線バス運行補助金で、輸送量の減及びバス停の新設により、運行会社への補助見込額が増額となった分を追加補正するものです。

13ページをお開き願います。

3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費、19節 負担金補助及び交付金 2万4,000円の追加は、民生委員等関係経費負担金取扱要綱の一部改正により、地区民生委員協議会活動推進費の基準額単価が改正されたことによる民生委員協議会補助金の追加補正です。

28節 繰出金 258万1,000円の減額は、人事院勧告及び人事異動等の精査による人件費の減及び、国保会計財政安定化支援事業費並びに基盤安定負担金の確定に伴う減額補正となっております。

3目 老人福祉費、28節 繰出金 171万1,000円は、介護保険事務処理システム改修分 232万円、及び人事異動・人事院勧告給与改定等に伴う60万9,000円の減額による、介護保険事業特別会計繰出金の追加補正となっております。

5目 保健福祉総務費、13節 委託料 45万4,000円の追加は、平成30年4月施行の障がい者総合支援法の制度改正・報酬改定に伴うシステム改修費用です。

11目 後期高齢者医療費、28節 繰出金 845万円の減額は、後期高齢者医療広域連合納付金及び基盤安定負担金の確定に伴う減額補正となっております。

14ページをお開き願います。

2項 児童福祉費、2目 児童措置費、13節 委託料 271万1,000円の追加は、保育所に支払う運営費の算定基礎である公定価格単価の改正、及び保育士処遇改善等加算の一部改正に

よる追加補正です。資料番号1 議案説明資料の4ページに、保育所運営費及び利用者負担金の内訳につきまして記載しておりますのでご参照をお願いします。

15ページをお開き願います。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費、19節 負担金補助及び交付金 168万1,000円の減額は、人事異動及び人事院勧告に伴い水道事業会計負担金の減額補正を行うものです。

次に、16ページをお開き願います。

2項 清掃費、1目 清掃総務費、19節 負担金補助及び交付金 14万3,000円の追加は、人事院勧告等に伴い渡島西部広域事務組合負担金の追加補正を行うものです。

17ページをお開き願います。

6款 農林水産業費、1項 農業費、1目 農業委員会費、1節 報酬 75万6,000円の追加は、議案第12号で提案しました、農業委員会委員報酬の改定に伴う本年7月以降の月額報酬改定分の補正です。

次に、18ページをお開き願います。

8款 土木費、4項 都市計画費、1目 都市計画総務費、28節 繰出金 8万3,000円は、人事院勧告等に伴い下水道事業特別会計繰出金の追加補正を行うものです。

2目 街路新設改良費、13節 委託料 500万円の減額は、環状線通整備事業において、道南いさりび鉄道との平成29年度協定額が減額となったことによる減額補正です。

15節 工事請負費 500万円の追加は、環状線通に付帯する、交通安全対策として、大型案内看板・ガードレール工を実施するための追加補正です。資料番号1の6ページに、図面を添付しておりますのでご参照願います。

次に、19ページをお開き願います。

9款・1項・1目 消防費、19節 負担金補助及び交付金 442万円の減額は、人事異動及び人事院勧告に伴う渡島西部広域事務組合負担金の減額補正です。

次に、20ページをお開き願います。

10款 教育費、3項 中学校費、2目 教育振興費、8節 報償費 82万9,000円の追加は、木古内中学校生徒が各部活動において、優秀な成績により、北海道大会や全国大会に参加するための費用を補正するものです。資料番号1の7ページから8ページ、及び追加で配付させていただきました、資料番号2の議案説明資料2ページから3ページに、大会名・日程・参加予定者及び大会参加に係る費用の内訳を記載しておりますので、あわせてご参照を願います。

次に、21ページをお開き願います。

5項 保健体育費、1目 保健体育総務費、8節 報償費 46万9,000円の追加は、スキー少年団に所属している木古内中学生が、全道・全国大会に参加するための費用を補正するものです。こちらは、資料番号1の9ページから10ページ、及び資料番号2の4ページから5ページに、大会名・日程・参加予定者及び大会参加に係る費用の内訳を記載しておりますので、あわせてご参照願います。

次に、22ページをお開き願います。

14款・1項・1目 職員給与費 952万1,000円の追加は、2節 給料 514万円、3節 職員手当等 167万6,000円、及び4節 共済費 270万5,000円の追加で、人事院勧告に伴う影響分及び人事異動等による影響分の追加となっております。

次に、歳入の説明を行います。

8ページをお開き願います。

11款 分担金及び負担金、2項 負担金、1目 民生費負担金、2節 児童福祉費負担金 107万円の減額は、各保育園の保育料決定及び北海道が実施する多子世帯の保育料軽減支援事業を活用することに伴う利用者負担金の減額です。

13款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、2節 児童福祉費負担金 93万4,000円は、保育所運営にかかる支弁費の増に伴う追加補正となっております。

3節 国民健康保険事業負担金 32万7,000円の減額は、国民健康保険事業に係る保険基盤安定制度医療費保険者支援分として交付されるもので、額の確定に伴う減額補正となっております。

2項 国庫補助金、2目 民生費補助金、1節 社会福祉費補助金 22万7,000円の追加は、障がい者総合支援事業補助金で、歳出で説明しました、障がい者総合支援法の制度改正・報酬改定に伴うシステム改修費用の2分の1が補助金として交付されます。

4目 土木費補助金、1節 都市計画費交付金 1,207万2,000円の減額は、街路事業交付金の交付額決定による減額補正です。

14款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、9ページをお願いします。

1節 社会福祉費負担金 2万4,000円の追加は、地区民生委員協議会活動推進費の基準額単価が改正されたことによる補正です。

2節 児童福祉費負担金 46万7,000円の追加は、保育所運営にかかる支弁費の増に伴う追加補正となっております。

3節 国民健康保険事業負担金 166万4,000円の減額は、保険基盤安定制度軽減保険料負担金及び医療費支援分負担金の額が確定したことに伴う減額補正となっております。

4節 後期高齢者医療負担金 22万7,000円の減額は、後期高齢者医療に係る保険基盤安定制度軽減保険料負担金の額が確定したことに伴う減額補正となっております。

2項 道補助金、2目 民生費補助金、7節 児童福祉費補助金 74万9,000円の追加は、多子世帯の保育料軽減支援事業補助金で事業費の2分の1が交付されます。

歳出でも説明いたしましたが、保育所運営費及び利用者負担金に関する補正額につきましては、資料番号1の4ページをご参照をお願いします。

次に、4目 農林水産業費補助金、1節 農業委員会費補助金 90万円の追加は、農地利用の最適化の推進に関する事務が農業委員会の必須事務に位置付けられたことから、新制度に移行した農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、農地利用最適化交付金を受け入れるものです。

17款 繰入金、1項 基金繰入金、1目・1節 財政調整基金 71万2,000円の追加は、このたびの補正に係る財源調整となっております。

10ページをお開き願います。

2目・1節 江差線代替輸送確保基金繰入金 349万1,000円の追加は、歳出で説明しました輸送量の減及びバス停の新設で、事業費が増嵩した分を基金から繰り入れるものです。

20款・1項 町債、2目 土木債、1節 道路整備事業債 1,110万円の追加は、都市計画道路環状線通整備事業の補助金の確定に伴う補正です。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで、14時45分まで暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時35分
再開 午後2時45分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

吉田裕幸君より、早退の届け出がありましたので、許可いたしました。

よって、ただいまの出席議員は8名ではございますが、引き続き地方自治法第113条の規定による議員定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑は、多岐にわたっておりますので、条例と補正予算に分けて行いたいと思います。

まず、条例について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) それでは、議案9号について、伺いたいと思います。

町長、大変昨年12月の一般質問で議論をしましたが、サロンと空き家の活用の部分について、ようやく実現をしたというか、大変良い条例を作ったなというふうにそういう思いであります。

議長、これ条例だけで、これに関連する予算計上があるのだけれども、その部分も一緒に。

○議長(又地信也君) 条例と予算と数が多いので、条例は条例で、付随する予算もあると思うのですが、予算は予算でやりたいなとそう思っております。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 大変、良い条例ができたというふうに思っています。これをいかに活かすかどうかという部分に尽きると思いますので、特にこの条例に対しては、気軽に集えるそういう場所を町が作ったということで、この部分は評価をして特に答弁等は入りません。

○議長(又地信也君) 補正予算については、あとでまたお願いしたい。

ほかに条例について、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ないようですので、次に、補正予算について質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 先ほど言いましたようにふれあいセンター、この予算について若干、議論したいなと思います。

昨年の一般質問の中でも、私が求めていた内部改修等の部分についても、十分検討したいという町長の答弁もありましたので、大変期待をしていたのですが、賃借料、あと需用費等については特にあれはないのですが、ただやはり備品購入も金額26万円ということではなくて、やはりこの26万円の中身。テーブルなのか、イスなのか、ジュータンなのかという部分が見えてこない。やはりそれは資料として、添付すべきだというふうに思っています。

それと、この資料を見て写真を見てもわかるように、町長はたぶんいまふれあいセンター

にするこの住宅は、たぶん見ていると思います。あのやはり床の状況、畳の状態を見て、何とも思わなかったのかなというふうに思うのですよ。これやはり町が会館として整備をするわけですから、「木古内町さん、大変良いもの作っていただいてありがとう」とやはり感謝されるようであればだめだろうというふうに思うのですよ。できれば、内部改修と今回の補正はこれこれとしても、やはり今後改修と下水が普及しているこの地域でありますから水洗、この部分も一緒に整備をしてやはり集った人が、快適な施設だなど思えるようにすべきだろうというふうに思っています。まずこの部分について町長、どういう見解をお持ちですか。

○議長(又地信也君) 建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) 竹田議員のまずご質問になりますが、備品の中身ということについて、説明いたします。後ほど、資料提供ということで。

○議長(又地信也君) それでは、考え方について。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) 老朽化した物件でございますので、節々に修繕が必要な箇所がございます、それにつきましては修繕をしましてまいりました。

写真には載っておりませんが、このあと確認をして、ジュータン等を敷いて、快適なふれあいができるような形に戻していきたいと思っております。

○議長(又地信也君) ほかに。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) 現在、簡易水洗になっておりますので、一般の水洗として十分利用できるというふうに理解しております。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 町長、この内部改修については、今回の補正は補正としても十分、現地をきちんと確認する中で、やはりこの部分はこうしたほうが良いという部分。やはりこれは、町長の私は看板だと思っておりますよ。そういう意味で、「やはり大森町長、さすがだな」と言われるような整備をしてほしいというふうにお願ひしておきます。

それから、18ページ。18ページに街路の新設改良、これについては補助金が確定をしておいた部分だとそういう総務課長から説明があったのですけれども、これなぜ国庫補助の対象が起債に振り替えなければならないの。確定したのは確定していいのだけれども、なぜいままで国の交付金なのか、補助金をもらわないで何で起債にしなければならないと。どうもその辺が理解できない。

それと、例えば補正額は出ていないのですが、委託料を500万円減額して、工事請負費に500万円切り替えた。これは、例えばいさりびとの協定額が減になって、委託料が減ったとそれは理解できる。何でその分、工事請負に持っていかなければならない。なぜ、どういう工事をするから道路の付帯工事となっていますけれども、どうもその辺が。ただ数字あわせで、委託料が減ったから工事請負で、付帯工事をするのだというふうにはしか見えないのだよね、ここだけではだよ。ほかに何かあるのかちょっと確認をしたいと思ひます。

それから、説明で聞き逃したのだけれども、19ページの消防費の署費が440万円減額になっていますけれども、人勧どうこうという説明でなかったかなというふうに思うのですけれ

ども、人勧で減るのという単純な疑問があるものですから、そのほかにもし説明をしたとすれば、ちょっと聞き逃したものですから申し訳ございません。

それから20ページ、中学校費の報償費でスキー少年団に報償費を出してくれるということですから、大変良いことだなと思います。これは、教育委員会の関係なのかなというふうに思うのですけれども。ただきのう、追加の説明資料をもらって、たまさかどういわけか例えば追加資料の4ページ。上段の北海道ジュニアスキー技術選手権、これ3月3日・4日。これ報償費を出すという制度というか仕組みは、私は良いと思うのです。ただ、過去にいままでスキーのこういう遠征の時に、電車で行っていますか。車でないの。まず、その件が1件。

それと、中学生はいいけれども、例えば引率者がこの資料を見ますとお父さん、父親だと思うのですよね。なぜこういう制度の対象にしているのに、教員が引率しないのかどうかという、まずそこ。そして、もし父親が同行しなければだめだというのであれば、外部指導者だとかそういうふうにしてやはりい整理をすべきではないの。個人の例えばどうみても我々も知っているから、親子。こういう報償費を出してくれるのは大変いいのだけれども、その実態とこういうやり方というのは、はたしてどうなのだろうと。スキー少年団だから全く中学校は関係ないということなのか、どうなのかという部分も含めて答弁をしていただきたいと思います。

○議長(又地信也君) 3点ほどあります。

まず最初に18ページ、都市計画の部分。

建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) まず、都市計画の街路新設改良費にかかる委託料と工事請負費に関するご質問になりますが、まず委託料の減額に関しては、いさりび鉄道との協定の中で変更があったということで、500万円の減ということが理由となっております。

その中で、工事請負費のほうなのですが、たまたま金額に関しては500万円ということで同じになっておりますが、工事の目的として秋以降に資料のほうにも図面を入れているのですが、ちょうど新幹線の高架下のカーブのところカーブになるということで、車両が逸脱する可能性があるということで、いさりび鉄道のほうからガードレールを設置してほしいという要望がございました。その中で、道路管理者側の判断として、軌道内に車が行く可能性があるということも判断できましたので、その中でガードレールの設置をしていると。あと、大型看板と道道に関する直線の真っ直ぐの部分に関しても家屋がありますので、Tの字の交差点になっているということで、ガードレールの追加を今回させていただくもので計上しております。

○議長(又地信也君) 次に、消防費。

建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) 起債のほうに関しては、補助金が減った分、地方債のほうに振り替えたということで、ご理解ください。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(若山 忍君) 19ページの消防費の負担金の内容なのですけれども、まずこの説明の欄にありますとおり、本部費3万5,000円と一番下の事務局費2万5,000円は、人事院勧告に伴う人件費の増額分です。

真ん中の署費448万円の減額は、今年度予定していた予算はとっていたのですけれども、2

8年度末に職員の退職がありまして、その2人ほど退職しています。その補充として今年度に入りまして、10月には1人採用になっているのですけれども、その分の当初予算は2名分持っていましたので、その不用額分を今回減額するという事で、負担金も同時に減るということなんです。

○議長(又地信也君) 次に、20ページ、教育費。

生涯学習課長。

○生涯学習課長(澁谷 勝君) 20ページの中学校費につきましては、学校教育活動の部活動において、学校が認めた外部指導者ということで、外部指導者の引率を認めている計上となっております。いま竹田議員が言われました、たぶん21ページの少年団のほうだと思っておりますけれども、少年団のほうにつきましては、社会教育活動の少年団活動ということで、スキーの少年団の指導者として登録をされているということで、大会の引率者として町教委として認めて予算計上しているものでございます。

○議長(又地信也君) 生涯学習課長、質問者から外部コーチ云々という話もあったその辺の答弁もしてください。

生涯学習課長。

○生涯学習課長(澁谷 勝君) 外部コーチについては、あくまでも中学校の部活動の関係で、学校長が認めて申請をして外部指導者ということで、大会に引率を必要だということで、特殊な協議だということで、教員と外部指導者ということで、中学校の部活動のほうには外部指導者を認めております。

少年団活動につきましては、引率者については、少年団の中で指導者として登録をされているということを確認しておりますので、うちのほうではそういうことで引率ということで認めております。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) いまの教育委員会の関係ですけれども、例えばスポーツ少年団の指導員だとか指導者となったら、やはりここに単に名前だけでなく、例えば指導員誰々だとかというやはり資料とすれば整理すべきなのですよ。そうでなければ、他の悪いけれども親子に任せて行きなさいというばかりなのだよ、そうではなくて。

それとこれ、これからは例えば報償費の積算を見ても全部列車ですよ、JR利用で。実態はそうなの。私はそこを言うのです。だから、この積算の根拠がだめだというのではなくて、こういうせ積算の基でどうすると。例えば、近くだから車を使用しますよとだとか、それだったらそのように例えば何かあった時の救済の部分だって「こうします」という部分がなければ、お金だけ出すから勝手にというわけには私はいかないではないのかなと思うのです。だから、その辺というのを実態をどう受け止めているかと求めているのです。

○議長(又地信也君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(澁谷 勝君) 教育委員会としては、いままで過去の形については、実態については少人数ということで、家族が自家用車で大会へ一緒に乗せているというふうに把握しております。

ただ、この大会については、もし自家用車で行くということであれば、町のほうに申請書を自家用車で行く旨の申請書を提出してもらおうということ町教委のほうでは考えております。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後3時05分
再開 午後3時20分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま竹田議員からご質問のありました、スキーの少年団に関わっての支援のあり方なのですが、積算資料をお出ししていますように公共交通機関、冬道ということもありますので、事故のリスクを考えると公共交通機関で行っていただきたい。

そしてまた、町のほうである公用車等で利用できればいいのですが、そこについてもなかなか運転をしていただくのには慣れというのもございますから、そういった点での事故対策等を考えますと、委員会と協議した中では、公共交通機関を利用していただくという前提での予算組をさせていただきました。

ただし、行った先での移動ですとか、そういった面での効率的な参加態勢ということになるとどうしても車が必要になってくるというふうにも想定できますので、そうした場合には、車を使うための申請をしていただいて、教育委員会担当部局のほうでしっかりと審査をし、そして事故等の心配がないような判断をした上で、許可をすることも今回の提案に含んでおりますので、その点についてご理解いただければというふうに思います。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

7番 福嶋克彦君。

○7番(福嶋克彦君) 先ほど、いまだたい終わるようですからあれですけれども、当初はじまりに議運を開いて、30分遅れました。その理由は、結果的には国保の事業勘定と診療施設の病院勘定の歳入歳出の額が同時にしてなかった。

もう一つは、そういうことで私達、議運のメンバーも一昨日やりましたけれども、それを見逃しました。その見逃した理由は、やはり事業勘定と特殊勘定がピタッとあって同じタイミングで補正をしないから、こういうふうになった原因の一つでもあると私は思いますので、その点についてどう思いますか。担当課長に質問をしたいと思います。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) お詫び申し上げます。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

最初に、議案第9号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第9号 下町・前浜ふれあいセンター設置条例制定については、原案のとおり可決す

ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第13号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第13号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第14号について討論を行います。

○議長(又地信也君) 討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第14号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第11号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第11号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第12号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第12号 特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第1号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 平成29年度木古内町一般会計補正予算(第6号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第2号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号 平成29年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第3号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号 平成29年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいた

しました。

次に、議案第4号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号 平成29年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第5号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号 平成29年度木古内町水道事業会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第6号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第6号 平成29年度木古内町介護老人保健施設事業会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第7号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第7号 平成29年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第8号について討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第8号 平成29年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

15時45分まで、暫時、休憩をいたします。

休憩	午後3時31分
再開	午後3時45分

議案第15号 平成29年度木古内町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（又地信也君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第22 議案第15号 平成29年度木古内町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（大野 泰君） ただいま上程となりました、議案第15号 平成29年度木古内町水道事業会計補正予算（第3号）、につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

1ページをお願いします。

第2条は、平成29年度予算の第9条の次に、債務負担行為第10条を加えるものです。

現在、隣町の知内町と進めている水道施設広域連携事業ですが、協議が整ったことにより、平成30年度当初から、浄水場施設維持監理業務を民間委託し、運営することとしました。

4月から運営を開始するのにあたり、年度内に維持管理者を選定することで円滑な移行が図られることから、債務負担行為の議決をお願いするものです。

債務負担行為の事項は、水道施設運転監理業務委託事業、期間は平成30年度、限度額は2,300万円です。

なお、詳細につきましては、建設水道課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお

願いいたします。

○議長(又地信也君) 詳細説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) 私のほうからは、資料に沿って説明をしたいと思います。

資料番号2の1ページを参照願います。

はじめにこの表ですが、水道施設運転維持管理業務を、職員を採用した時と、民間に委託した時の費用の比較を表したものでございます。

まず左側のグラフなのですが、この表に関しましては、平成30年から平成50年までの間で、それぞれの事業費を折れ線で表したものでございます。実線が黒い線です。職員採用時を過程した時、点線が民間委託をした時の過程したものとなっております。

左下の表のほうに、参考までに上のグラフの数値を5年ごとに事業費を算出したものでございます。まず平成30年では、職員採用時の費用が1,981万2,000円、その下で民間委託事業費で今回上程させていただいております、2,300万円となりっております。この時点では、民間に委託することは高くはなるのですが、その後、職員の人件費も上がっていくことで、平成39年をさかいに職員採用時の費用のほうが高くなっていくということがわかります。

最終的に平成50年では、職員採用時で2,988万8,000円、民間委託事業費で2,636万6,000円となります。なお、民間委託については現在、最初の契約は3年の長期契約を考えております。その後は、5年の長期継続契約を考えております。

次に、資料の右側になりますが算定条件を過程しております。まず(1)に職員の年齢構成ということで、現行の職員43歳1名と新採用する職員を20代後半として実務経験者ということで、まず想定しております。(2)にこの職員の給与のアップ率というものを勘案しております。それぞれ①から②・③・④で30代で4%、40代までで3.5%、55歳までで3%、56歳以降は1%の上昇を考えております。(3)に関しましてなのですが、個人委託による休日勤務ということですが、これはいまも進めております守衛さんの部分で、土日の勤務を考えておまして、日数としては120日、時間を8時間、最低賃金のアップ率ということで、5%考えております。(4)といたしまして、職員2名がこの維持管理部門にどういふふうに対応する割合ということで考えております。現行の職員ということで、まず維持管理業務に100%従事すると。採用職員に関しては、半分の割合で管理部門に対応するというように考えております。民間の委託事業費のアップ率ということで3%見ておりますが、これも労務費等の上昇を一応考えております。それと参考までに、今回6として消費税のアップ率、平成31年より10%予定されておりますので、2%のアップということをお案した条件として算出しております。

以上、算定条件として事業費を算出したところ、右下の表になりますが、平成30年から平成50年までの21年間の総額で、1,020万7,000円の差が出ることとなります。

民間に委託することで、一時的に事業費は高くはなりますが、長期的なスパンで考えることで費用面でも安価になると。さらには、一番大事なところなのですが、民間への継続的な組織教育により高い技術力の継承にも期待できるということを期待しておまして、よってこの水道施設運転維持管理業務の委託を行っていきたくと考えております。

新年度4月1日からこの委託契約を行うにあたり、今回、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) いま説明をいただいたのですが、いま課長のほうから詳細説明を受けました。30年から50年までの20年間で、1,000万円のメリットが出るよというこういう資料であります。私はやはり、何て言うのだろう。当面10年間、収支が増えないとこういう考えに立つべきだろうというふうに思うのですよね。初期投資の部分は、逆にいままで職員で運営していたより、町の持ち出しが財政負担が増えるわけだ。そうではなく、これ民間の業者さんにたぶん委託することになるだろうと思うのですけれども、この辺というのをもう少しやはり精査できないものなのではないでしょうか。いま考えている例えば事業者、ここの管理を引き受けてくれる業者さんです。例えば木古内・知内、この周辺にいる業者さんを考えているのか、函館・北斗、この辺も含めた業者さんの選定をしているのか。こういう当然金額まで積算しているということは、当然各業者さんから見積もり等も取っての積算だと思っております。

町長、私がやはり心配するのは、総務・経済常任委員会の委員長の報告でもあったように、平成35年のいまの財政の見通しからした場合の基金残高。やはり町の財政というのは、厳しいのだなというそういう訴えをしていましたよね、報告の中でも。ということは、この水道の広域化というか、この事業の取り組みは私は良いと思う。だけれども、10年間は財政負担が増える、11年目から町の持ち出しが減ってくると。最終的に合わせて20年トータルすれば、最終的には直営より委託したほうが1,000万円安くなったという結果かもしれない。いまこの10年間で厳しいと思うのですよね。その辺町長、どうですか。考え方。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 竹田議員の言われるように、向こう10年間というのは常に計画中の期間でありますので、ご指摘のとおりだと私は思います。ただ、知内町との協議の中で、さらに先を見た場合に、どれが望ましいのかというその協議の中で今回20年、そしてまたそれ以降もプラスになるということで、さらには技術についても高い技術が継承できるということ。こういったことが協議の中で整ったものですから、おっしゃることは良くわかります。

わかるのですが、両町の協議の中でそのように結論が出たということでございます。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 町長の答弁された部分も理解はできます。だけれども、これから例えば業者も入札をして、業者選定をするわけだ。その中のやはり積算の部分、確かに木古内と知内町との賃金単価の違いがあるのかどうなのか、その辺はちょっと承知はしていないのですけれども。やはり木古内とすれば、こうでなくて、もうスタートから直営で運営するよりは、軽減されたというそういう部分も積算をやはりはじくべきではないの。債務負担の額は額でいいのですよ。これからやはり業者選定含めて、ですから私が求めたのは、この辺の均衡の業者さんなのか、函館含めたオール道南、渡島オールの考えなのか、その辺をちょっと聞かせてください。

○議長(又地信也君) 建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) まず業者選定についてなのですが、あくまでも見積もりの段階ということで、これから知内町さんとの協議の中で、まずこの業務に関しては、プロポ

ーザルによる契約を行う予定でございます。その中で設定しているのが、渡島檜山管内における実績のある業者ということで、現在進めております。単なるプロポーザルでございますので、単なる安価によることだけのことで決めるものにはなりません。そのような業務内容として木古内町の中でいけば、運転業務管理とか運転監視業務ということの中で。あとそのほかメーター検針とかそういった中で、業務内容を設定した中で、それを見据えた中で業者の組織体制の中で、いくらでできるかというものを含めた中で。それと、そういった業務の中をその組織の体力の中で、どういうふうにやっていくかということを含めた中で、評価点を私どものほうで決めまして、それで知内町さんのほうと一緒にやっていくという業務の中身となっております。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) いま課長の説明で、道南含めたプロポーザルをやるということですから、まずそれで理解する。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第15号 平成29年度木古内町水道事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第10号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(又地信也君) 日程第23 議案第10号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第10号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明をいたします。

このたびの条例改正につきましては、平成3年法律第110号の地方公務員の育児休業等に関する法律に基づいた人事院規則の改正(平成29年3月、職員の育児休業等)に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、育児休業を取得できる要件の一部を拡充するもので、1歳6か月の上限を、

一定の事由を条件に2歳まで引き上げるものでございます。

なお、詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(若山 忍君) 議案第10号につきまして、ご説明いたします。

議案説明資料 資料番号1の13ページをお開き願います。

13ページから15ページは、改正に係る新旧対照表となっております。

育児休業条例につきましては、子育て環境の充実を目的とした上位法の改正を受け、昨年の12月定例会でも所要の改正を行っております。

このたびの改正は、特定の非常勤職員を対象としておりまして、これは短期間任用ではなく、次年度以降も更新が見込まれる者の非常勤職員を対象としておりまして、都市部で問題となっている保育所に預けたくても預けられない保護者、いわゆる「待機児童」を抱える世帯を対象に、育児休業の取得条件を拡充するものです。なお、現在のところ当町では該当の職員はおりません。

第2条の改正は特別な事情、待機児童世帯がある場合について、取得要件の年齢を1歳6か月から2歳までに引き上げるものです。第2条の3から新設の次のページにまたがりませんが、第2条の4、15ページにいて第3条までは、第2条の改正内容を補完するための要件整備です。

議案に戻りまして、附則としましてこの条例は、公布の日から施行することとしております。以上で説明を終わります。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第10号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査について

○議長(又地信也君) 日程第24 発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査についてを議題

といたします。

議会閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、総務・経済常任委員会及び議会運営委員会の各委員長より、下記のとおりその所管に属する事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会閉会中の所管事務調査について、各委員長から申し出のとおり、これを承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

○議長(又地信也君) 日程第25 議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会閉会中、出張または派遣を要する各種の行事、慶弔、会議、研修、陳情等について、正・副議長及び議員を出張・派遣させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

なお、現在予定されている出張または派遣につきましては、下記のとおりであります。今後の出張または派遣する議員につきましては、その都度、議長において指名することにしたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

閉 会 の 宣 告

○議長(又地信也君) お諮りいたします。

本定例会に付議されました案件は全て審議を終了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認めます。

これで、本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、平成29年第4回木古内町議会定例会を閉会いたします。

皆さんどうも、ご苦労様でございました。

(午後4時08分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年12月14日

木古内町議会議長 又 地 信 也

署 名 議 員 手 塚 昌 宏

署 名 議 員 福 嶋 克 彦